



次期大津市こども・若者支援計画における 量の見込みと提供体制の確保の方向性について

令和6年8月29日（木）

第3回大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

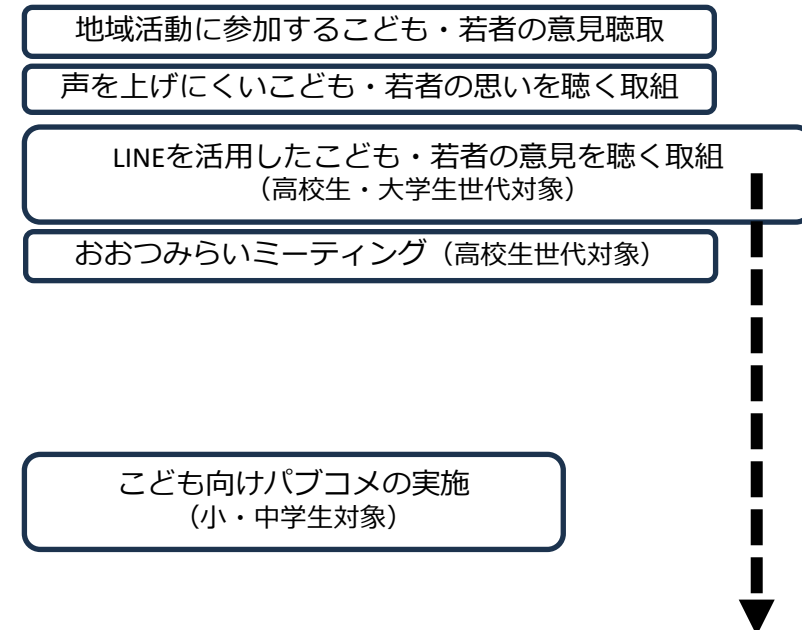
目次

1. スケジュールについて	・・・ 2
2. 「量の見込み」と「確保方策」について	・・・ 3
3. 教育・保育の量の見込みについて	・・・ 5
4. 教育・保育の提供体制の確保の方向性について	・・・ 2 2
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の方向性について	・・・ 2 4

1 スケジュールについて

児童福祉専門分科会

こども・若者意見聴取



2 「量の見込み」と「確保方策」について

(1) 計画で定めるべき内容の一覧

次期こども・若者支援計画は、子ども・子育て支援法第61条第2項各号に基づき、次の事業等について『量の見込み』（利用の推計や整備により見込まれる需要量）と『確保方策』（定員の増加や拠点の整備等によるサービス供給量）を定める。（赤字は新たに創設された事業）

- ◆ 教育・保育（幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業所）について
- ◆ **乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）（創設：給付R8～）** について（R7は地域子ども・子育て支援事業として）
- ◆ 地域子ども・子育て支援事業について（以下、20事業）
 - ① 利用者支援事業
 - ② **(新)妊婦等包括相談支援事業（創設R7～）**
 - ③ 延長保育事業
 - ④ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
 - ⑤ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
 - ⑥ 放課後児童健全育成事業
 - ⑦ 子育て短期支援事業
 - ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑨ 養育支援訪問事業
 - ⑩ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 - ⑪ **(新)子育て世帯訪問支援事業（創設R6～）**
 - ⑫ **(新)児童育成支援拠点事業（創設R6～）**
 - ⑬ **(新)親子関係形成支援事業（創設R6～）**
 - ⑭ 地域子育て支援拠点事業
 - ⑮ 一時預かり事業
 - ⑯ 病児保育事業
 - ⑰ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
 - ⑱ 妊婦健診事業
 - ⑲ **(新)産後ケア事業（新規位置付けR7～）**
 - ⑳ **乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度 R7のみ）**

2 「量の見込み」と「確保方策」について

(2) 提供区域の設定と基本的な算出方法

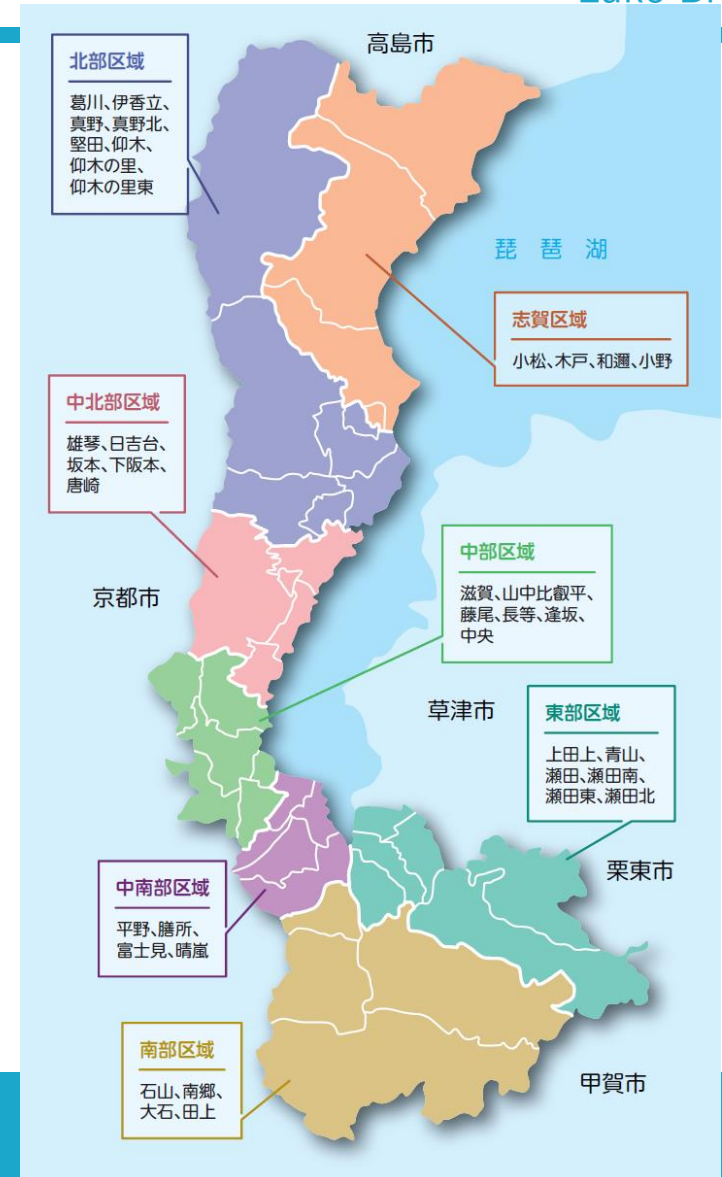
◆ 提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情等、施設の整備状況等の条件を総合的に勘案して提供区域を定める。

本市では、事業によって、市全域、保健福祉ブロック別、小学校区域別というように、見込む区域をそれぞれ設定している。

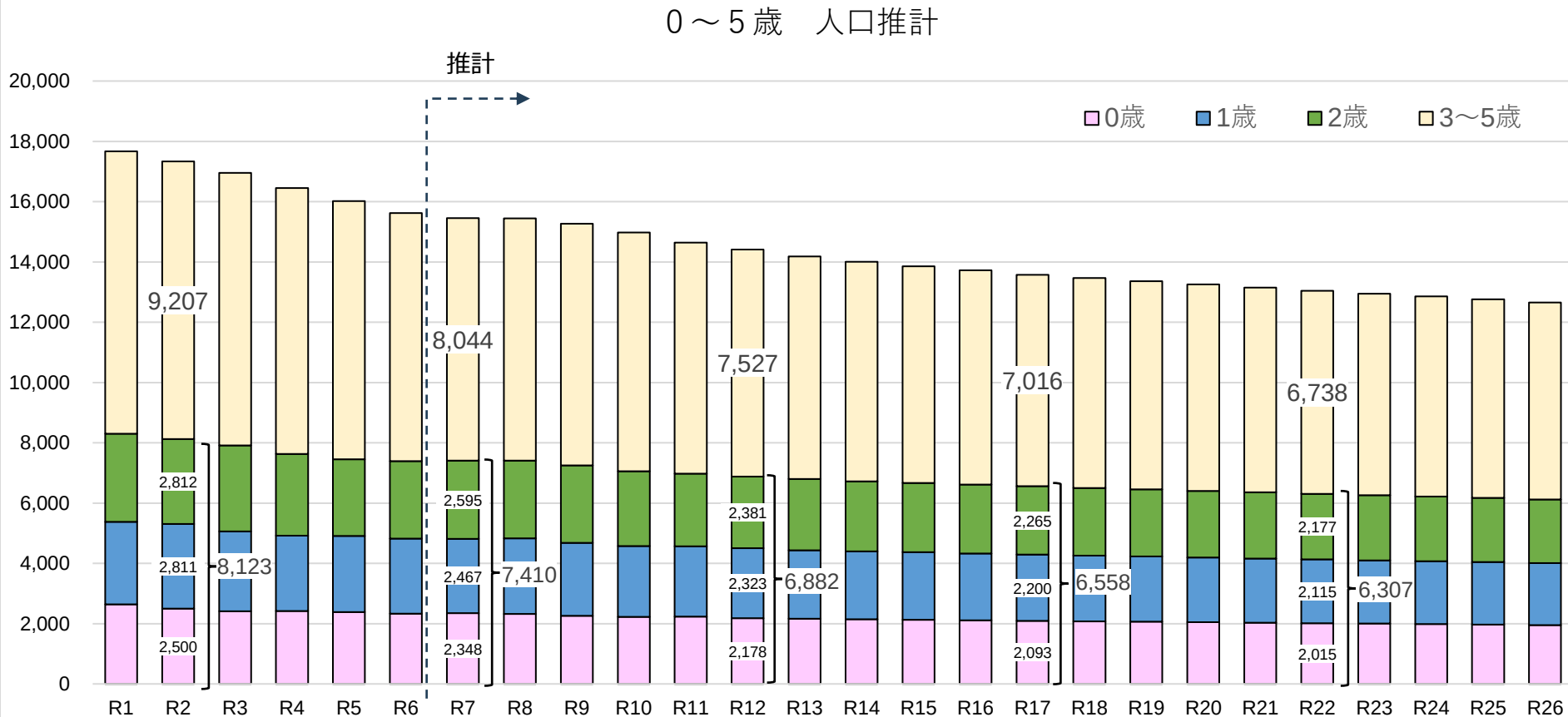
◆ 算出方法

- ① アンケート調査から、国が示す手引きに沿って算出
- ② 直近実績と過去実績からの変化の傾向を捉えながら、利用率等の推計値を算出し、推計人口に乗ずることなどで算出



3 教育・保育の量の見込みについて

(1) 大津市の就学前児童の人口推計



※上記推計には、大規模開発マンションの戸数と就学前児童の居住者数の過去実績から、マンション1戸当たりの児童数を算出し、今後建設されるマンションの予定戸数を基に算出される児童数を加味している。

3 教育・保育の量の見込みについて

(2) 人口推計方法

0歳以外の人口推計

- ① 男女別・年齢別で、社会動態による人口増減率の過去3か年平均を算出
- ② N年の人口に①の増減率を乗ずることで、N+1年度の人口推計を算出し、これを繰り返す

①										②							
R3 R4 R5 R6					R3-R4 R4-R5 R5-R6 平均値				2025年 2026年 2027年 2028年 2029年								
									R7 R8 R9 R10 R11								
0歳以外推計	0歳	43	39	44	50	0-1	102.3%	102.6%	111.4%	105.4%	0歳	41.47	40.07	38.62	37.04	35.98	
	1歳	60	44	40	49	1-2	103.3%	104.5%	107.5%	105.1%	1歳	52.71	43.72	42.24	40.72	39.04	
	2歳	66	62	46	43	2-3	100.0%	98.4%	95.7%	98.0%	2歳	51.51	55.41	45.96	44.41	42.80	
	3歳	54	66	61	44	3-4	103.7%	106.1%	100.0%	103.3%	3歳	42.15	50.49	54.31	45.05	43.52	
	4歳	52	56	70	61	4-5	100.0%	98.2%	101.4%	99.9%	4歳	45.43	43.52	52.13	56.08	46.52	
	5歳	79	52	55	71	5-6	105.1%	103.8%	100.0%	103.0%	5歳	60.93	45.38	43.47	52.07	56.01	
0歳推計	13歳	96	87	92	85	13-14	100.0%	102.3%	97.8%	100.0%	13歳	75.46	73.36	89.08	67.94	71.40	
	14歳	102	96	89	90	14-15	98.0%	103.1%	97.8%	99.6%	14歳	85.04	75.49	73.39	89.12	67.97	
	15歳	83	100	99	87	女性子ども比	R4	R5	R6		15歳	89.68	84.73	75.22	73.12	88.80	
	16歳	101	82	101	95	15-49歳女性	3521	3449	3313		16歳	85.77	88.41	83.53	74.15	72.09	
	17歳	98	102	81	98	0歳男性	39	44	50		17歳	93.99	84.85	87.46	82.64	73.36	
	18歳	90	93	98	87	0歳女性	41	46	48		18歳	95.05				80.15	
	19歳	115	89	95	101					3か年平均	94.5%					85.99	
							2.3%	2.6%	3.0%	2.6%							
	45歳	150	140	150	128	男性比率	48.8%	48.9%	51.0%	49.6%	100.9%	45歳	127.24	118.84	93.40	103.60	87.50
	46歳	150	151	140	151	女性比率	51.3%	51.1%	49.0%	50.4%	100.7%	46歳	129.14	128.37	119.90	94.23	104.52
	47歳	155	150	150	144						47歳	154.12	130.08	129.31	120.77	94.92	
	48歳	152	152	155	149	47-48	98.1%	103.3%	99.3%	100.2%	48歳	144.35	154.50	130.40	129.63	121.07	
	49歳	185	152	151	153	48-49	100.0%	99.3%	98.7%	99.4%	49歳	148.03	143.41	153.49	129.55	128.79	
	50歳	165	181	160	156	49-50	97.8%	105.3%	103.3%	102.1%	50歳	156.27	151.20	146.48	156.77	132.32	
						50-51	101.8%	99.4%	99.4%	100.2%							

0歳の人口推計

女性子ども比（0歳と15～49歳の女性人口の比）の過去3か年平均を、推計年度の15～49歳の女性の推計人口に乗ずることで算出。

3 教育・保育の量の見込みについて

(3) 保育の量の見込みの算出方法

$$\text{量の見込み} = \text{人口推計} \times \text{利用率}$$

① 現行計画の算出方法

(施設の利用状況に着目した算出方法)

ブロック		令和4年	令和5年	令和6年	令和4～6年 利用率伸び率平均	令和7年	令和8年	令和9年
志賀	児童数	271	270	292		259	241	235
	利用児童数	85	88	87		77	71	69
	利用率	31.37%	32.59%	29.79%		29.70%	29.60%	29.51%
	利用率伸び率	0.62%	1.23%	-2.80%	-0.32%	前年度利用率に99.68%を乗じる		

ア

イ

ウ

ア 過去3年間の利用率を算出する

$$\text{令和6年度} \quad \frac{\text{区域内の施設の利用児童数 (87人)}}{\text{区域内の就学前児童数 (292人)}} = 29.79\%$$

イ 過去3年間の利用率の伸び率の平均を算出する

$$\frac{0.62\% (R3 \rightarrow R4) + 1.23\% (R4 \rightarrow R5) - 2.80\% (R5 \rightarrow R6)}{3} = -0.32\%$$

ウ 利用率変化の傾向が続くと仮定して見込みを算出

$$R6 \text{利用率 (29.79\%)} \times (1 - 0.32\%) = R7 \text{見込 (29.70\%)}$$

$$\text{量の見込み} = \text{人口推計} \times \text{利用率}$$

【同様の算出方法を用いている県内市町】

草津市、守山市、野洲市、高島市、甲賀市、東近江市、愛荘町など

② 国の手引きに基づく算出方法

(アンケート調査結果に基づく算出方法)

ひとり親家庭	保育		
母親→	フルタイム	パート 月 64 時間 ↑	パート月 64 時間 ↓ 専業主婦
↓父親			
フルタイム	保育		教育
パート 月 64 時間 ↑			
パート月 64 時間 ↓ 専業主夫			

ア アンケート調査から家庭類型及び潜在家庭類型の割合を算出する

$$\text{父親} = \text{フルタイム} \cdot \text{母親} = \text{フルタイム} \Rightarrow \text{保育 など}$$

イ 家庭類型別の推計児童を算出する

$$\text{人口推計} \times \text{保育 の割合}$$

ウ 利用意向率の算出

全体のうち何人が事業を利用したいと思っているか

$$\text{量の見込み} = \text{家庭類型別の推計児童数} \times \text{利用意向率}$$

【同様の算出方法を用いている県内市町】

彦根市、米原市、栗東市、湖南市、日野町、竜王町など

3 教育・保育の量の見込みについて

(4) 現行計画の保育の量の見込み算出方法の課題

現行計画の利用率算出方法

$$\frac{\text{志賀区域の施設利用児童数 (87人)}}{\text{志賀区域の就学前児童数 (292人)}} = 29.79\%$$

ブロック	令和6年4月1日実績 (0～2歳児)		
志賀	児童数	292	
	区域内施設の利用児童数と利用率	87	29.79%
	区域内の認定児童数と認定割合	112	38.36%
北部	児童数	1,031	
	区域内施設の利用児童数と利用率	495	48.01%
	区域内の認定児童数と認定割合	437	42.39%
中北部	児童数	1,331	
	区域内施設の利用児童数と利用率	538	40.42%
	区域内の認定児童数と認定割合	631	47.41%
中部	児童数	1,147	
	区域内施設の利用児童数と利用率	535	46.64%
	区域内の認定児童数と認定割合	500	43.59%
中南部	児童数	1,197	
	区域内施設の利用児童数と利用率	593	49.54%
	区域内の認定児童数と認定割合	531	44.36%
南部	児童数	553	
	区域内施設の利用児童数と利用率	161	29.11%
	区域内の認定児童数と認定割合	242	43.76%
東部	児童数	1,837	
	区域内施設の利用児童数と利用率	881	47.96%
	区域内の認定児童数と認定割合	825	44.91%
市全体	児童数	7,388	
	区域内施設の利用児童数と利用率	3,290	44.53%
	区域内の認定児童数と認定割合	3,278	44.37%

【志賀ブロック】

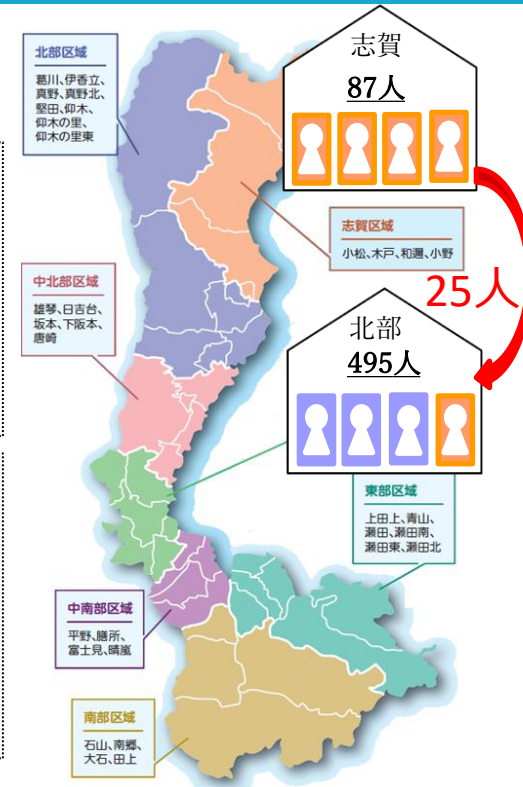
- ・ 区域内施設の利用児童数 (87人)
- ・ 区域内の認定児童数 (112人)
- ・ 同区域内のニーズは112人であるが、施設の定員が限られているので、112人-87人=25人は他の区域の施設を利用している。

【北部ブロック】

- ・ 区域内施設の利用児童数 (495人)
- ・ 区域内の認定児童数 (437人)
- ・ 同区域内のニーズは437人であるが、区域内に施設が多く、495人-437人=58人は他の区域の児童を受け入れている。

【現行計画の利用率算出方法の課題】

- ①施設が少ない区域の利用率が低く算出されてしまうため、人口推計が増加していても「量の見込み」が低く抑えられてしまう。
- ②量の見込みに対して確保方策(定員設定)を検討するため、低く抑えられた需要量では区域内の需給ギャップが解消されにくい。

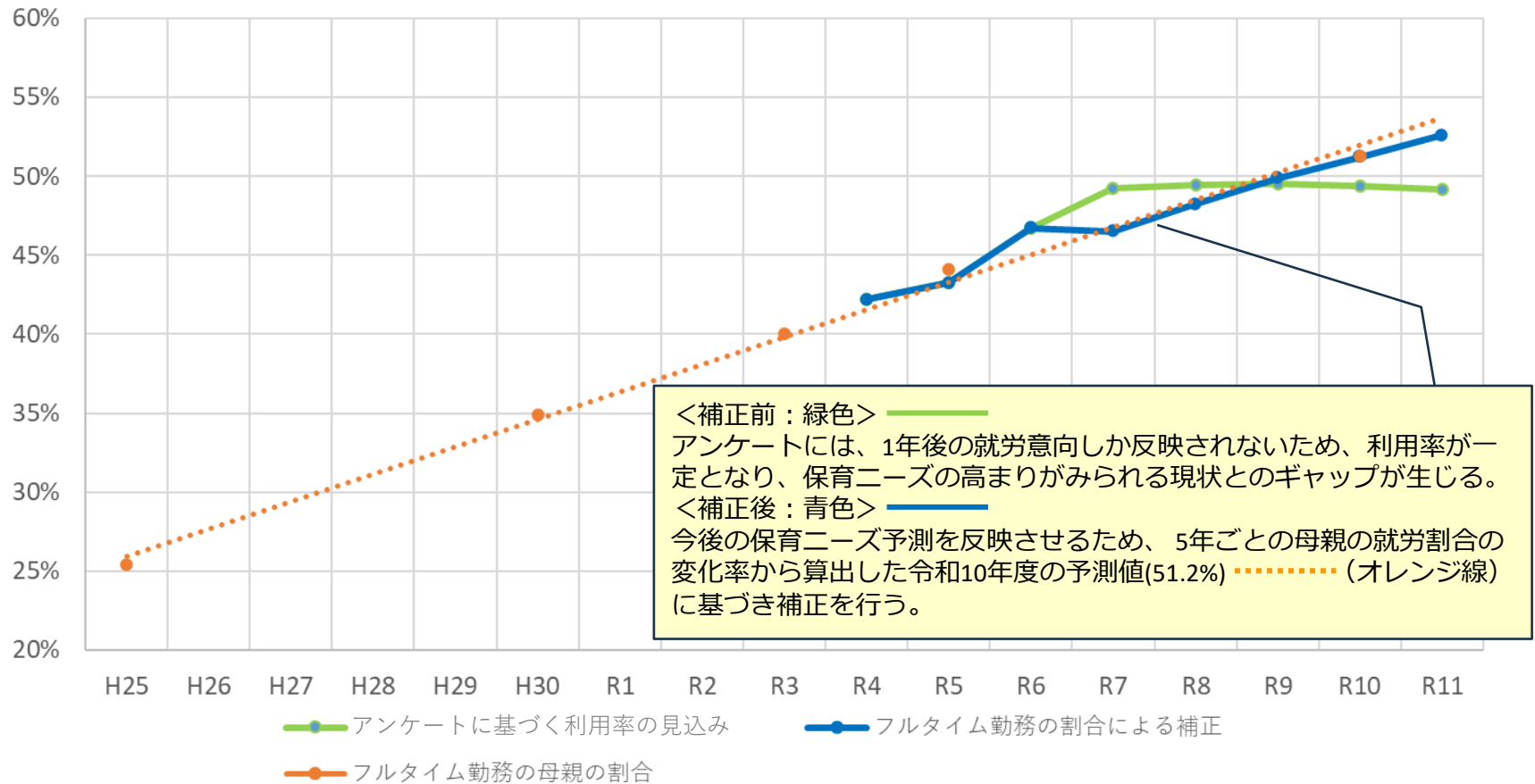


※データ抽出時点に差があるため利用児童数と認定児童数の合計は合致しない。

3 教育・保育の量の見込みについて

(5) 保育利用率に対する母親の就労状況による補正の考え方

保育利用率の母親フルタイム勤務率による補正のイメージ

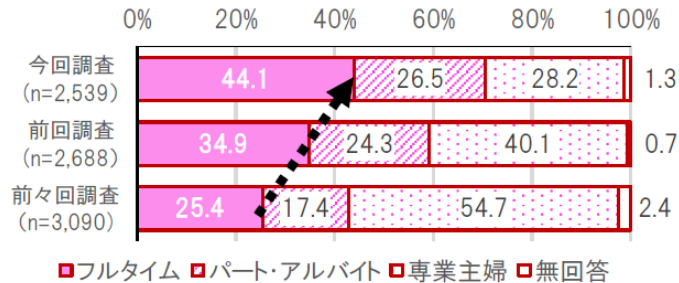


3 教育・保育の量の見込みについて

(6) アンケート調査結果から推計する今後の母親の就労状況

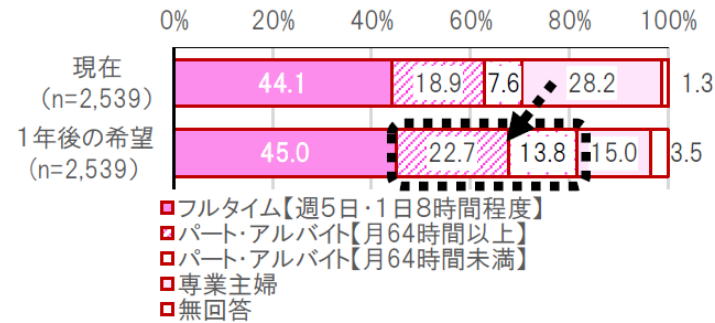
現在の就労形態の経年変化

未就学児童



現在の就労形態と1年後の希望

未就学児童



フルタイム勤務の母親の割合		
H25年調査	25.4%	(A)
H30年度調査	34.9%	(B)
R5年調査	44.1%	(C)
R10年（予測）	51.2%	(D = C × G)

(参考) R3年調査では**40.0%**であった。

5年毎の変化率		
H25→H30	137.4%	(E = B/A)
H30→R5	126.4%	(F = C/B)
R5→R10（予測）	116.2%	(G = F × H)

5年毎の変化率の変化率		
H25→H30	92.0%	(H = F/E)
↓		
H30→R5		

(参考) 高槻市のフルタイム勤務の母親の割合：R5年調査（**49.7%**）、H30年調査（**35.5%**）

3 教育・保育の量の見込みについて

(7) 母親の就労状況による補正後の保育の量の見込み

0～2歳児							
年度	児童数 (I)	利用児童数 (J)	割合 (K=J/I)	フル母割合 と認定割合の比率		変化率の変化率	
平成25年4月	9,184	2,381	25.93%	102.1%	(L = K/A)		
平成30年4月	8,595	3,178	36.97%	105.9%	(M = K/B)	103.8%	(O = M/L)
令和5年4月	7,455	3,334	44.72%	101.4%	(N = K/C)	95.7%	(P = N/M)
令和10年4月 (予測)	7,051	3,652	51.80%	101.2%	(R = N × Q)	99.8%	(Q = (O+P) /2)
		(T = I × S)	(S = D × R)				

3～5歳児							
年度	児童数 (I)	利用児童数 (J)	割合 (K=J/I)	フル母割合 と認定割合の比率		変化率の変化率	
平成25年4月	9,681	3,898	40.26%	158.5%	(L = K/A)		
平成30年4月	9,341	4,832	51.73%	148.2%	(M = K/B)	93.5%	(O = M/L)
令和5年4月	8,566	5,190	60.59%	137.4%	(N = K/C)	92.7%	(P = N/M)
令和10年4月 (予測)	7,924	5,189	65.48%	127.9%	(R = N × Q)	93.1%	(Q = (O+P) /2)
		(T = I × S)	(S = D × R)				

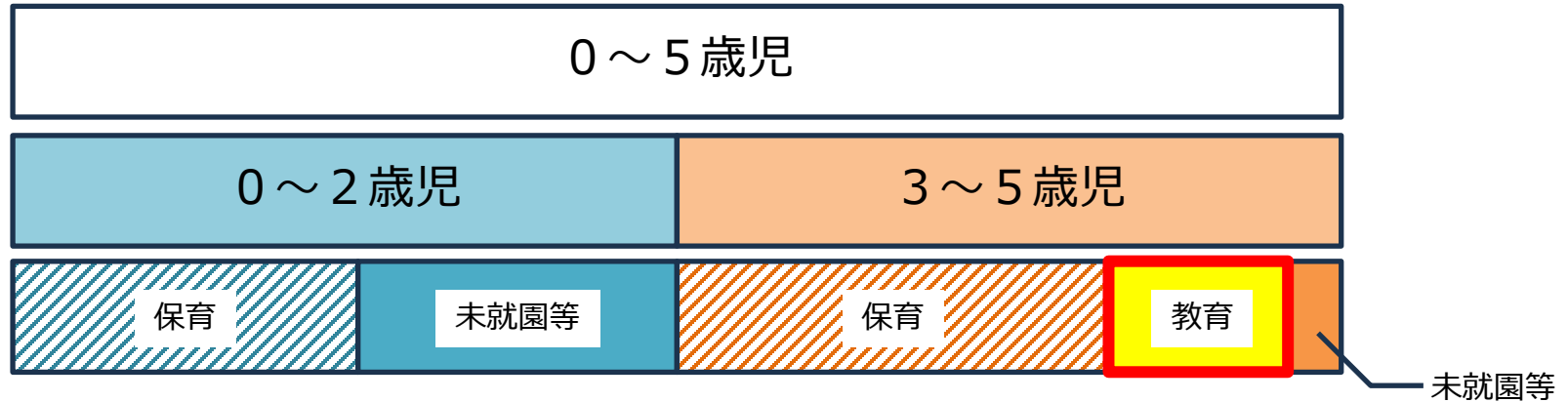
利用児童数	量の見込み(案)				
年齢区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
3～5歳児	5,031	5,107	5,171	5,189	5,092
2歳児	1,667	1,700	1,733	1,711	1,708
1歳児	1,420	1,504	1,511	1,540	1,566
0歳児	369	382	390	401	419

※平成25年4月、平成30年4月の児童数及び利用児童数は新子育て安心プランの実績に基づき、利用児童数には待機児童数を含む。

0～2歳児計
3,652人

3 教育・保育の量の見込みについて

(8) 教育の量の見込みの算出方法



教育の量の見込みの算出方法

- 3～5歳の人口推計から、保育の量の見込みと未就園等（家庭保育や市外の園の利用している者を想定）を除くことで算出する。
- 未就園等の割合は直近実績から算出し、一定割合で推移すると見込む。

3 教育・保育の量の見込みについて

(9) 区域別の結果：資料の見方

< 該当区域 >

市域図で該当する区域を示しています。

< 1号認定の推計 >

該当する区域における、幼稚園及び認定こども園（教育部分）の利用を希望する3～5歳児の実績と推計を示しています。

実績は該当区域に居住する利用児童数をマーカー付き折れ線グラフで、該当区域に所在する施設の利用定員を棒グラフで表しています。

推計（量の見込み）はマーカーで表しています。

なお、保育の必要性はあるが、幼稚園等での教育を選択する者を含みます。

< 2号認定の推計 >

該当する区域における、保育の必要性の事由（保護者の就労または疾病等）に該当し、保育所、認定こども園（保育部分）及び企業主導型保育事業を利用を希望する3～5歳児の実績と推計を示しています。

実績は該当区域に居住する利用児童数（待機児童を含む）をマーカー付き折れ線グラフで、該当区域に所在する施設の利用定員を棒グラフで表しています。

推計（量の見込み）はマーカーで表しています。

< 3号認定の推計 >

該当する区域における、保育の必要性の事由（保護者の就労または疾病等）に該当し、保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業及び企業主導型保育事業を利用を希望する0～2歳児の実績と推計を示しています。

実績は該当区域に居住する利用児童数（待機児童を含む）をマーカー付き折れ線グラフで、該当区域に所在する施設の利用定員を棒グラフで表しています。

推計（量の見込み）はマーカーで表しています。

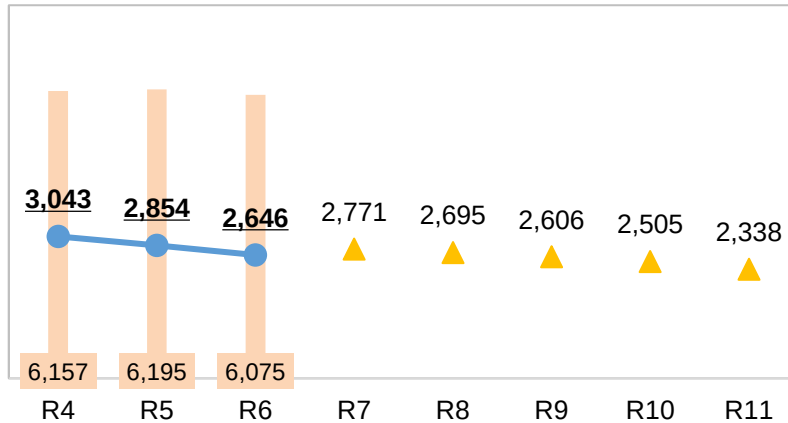
育児休業の取得等により、各年齢区分で利用率が大きく異なることからそれぞれの年齢区分別に推計を示しています。

3 教育・保育の量の見込みについて

(9) 区域別の結果：市全域

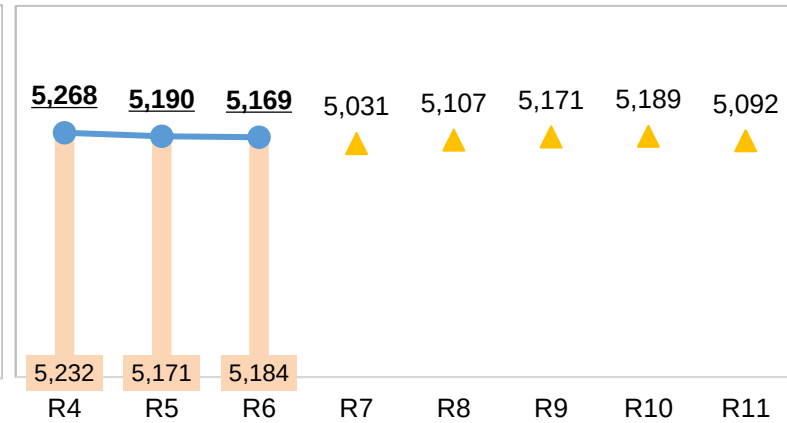


(人) 1号認定(教育希望3～5歳児※) 市全域

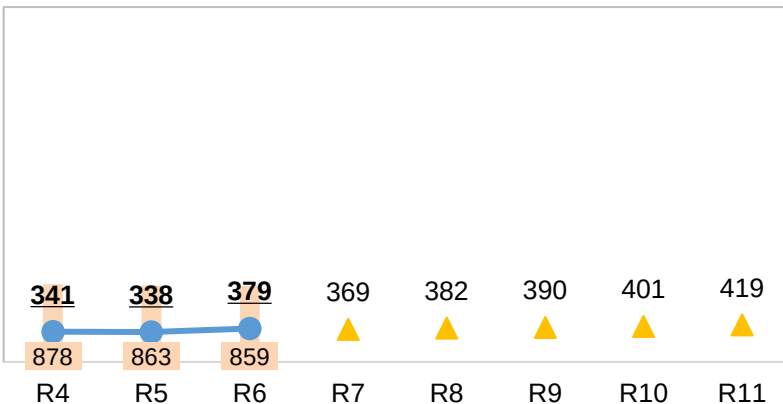


※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

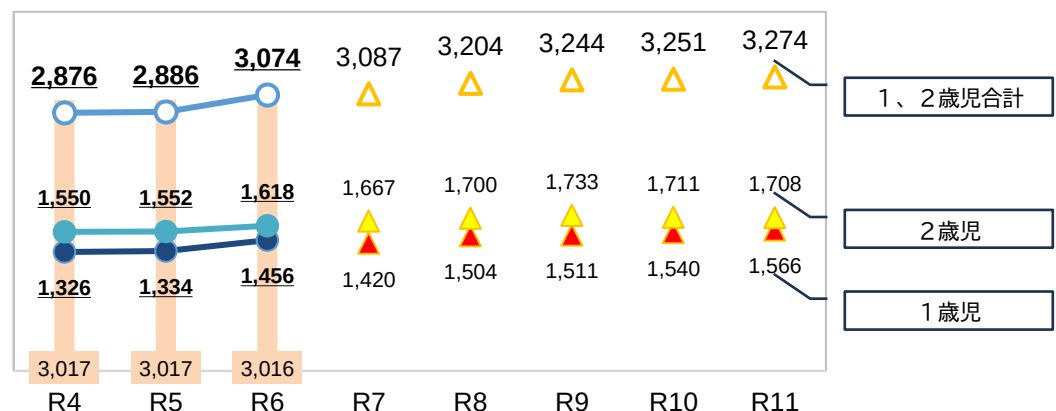
(人) 2号認定(保育必要3～5歳児) 市全域



(人) 3号認定(保育必要0歳児) 市全域



(人) 3号認定(保育必要1、2歳児) 市全域

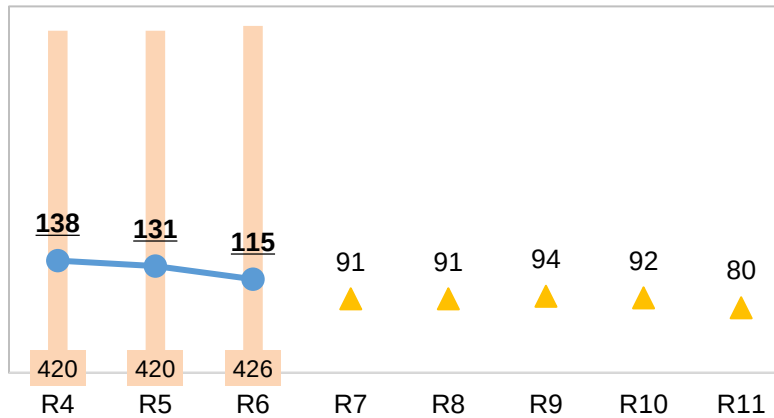


3 教育・保育の量の見込みについて

(9) 区域別の結果：志賀区域

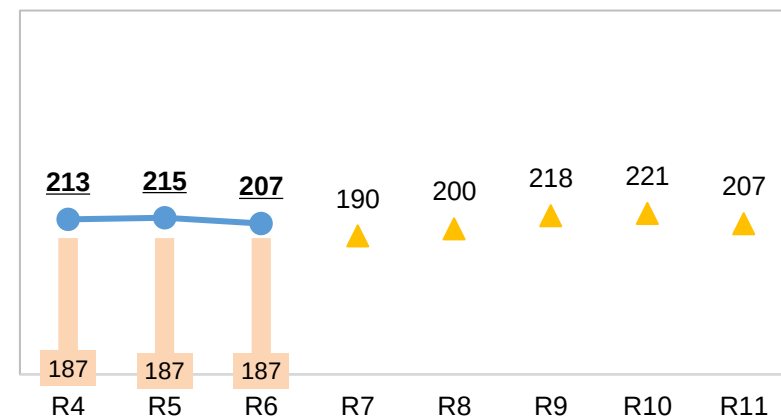


(人) 1号認定(教育希望3～5歳児※) 志賀

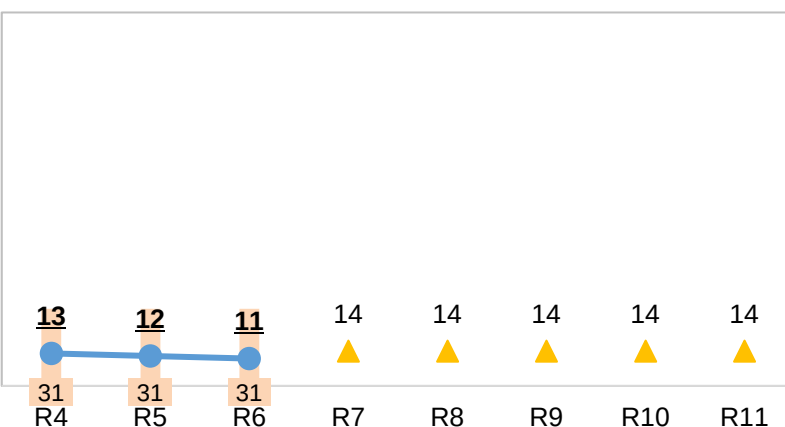


※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

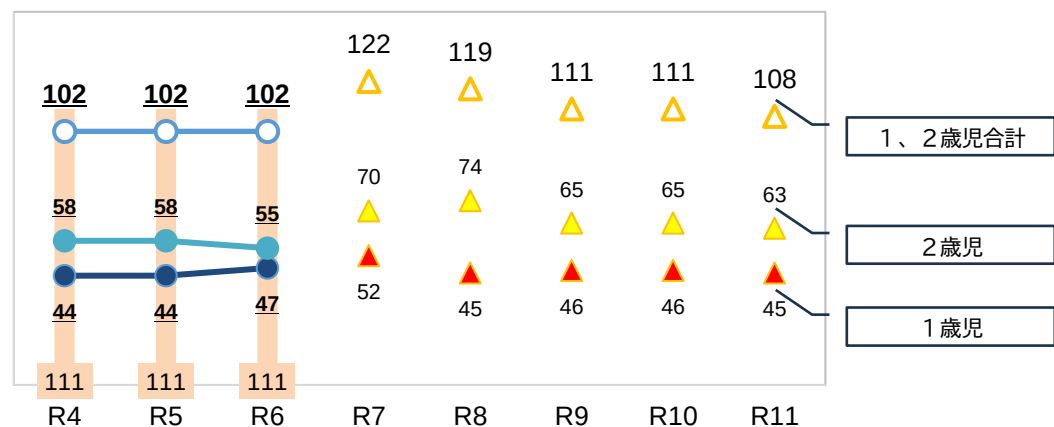
(人) 2号認定(保育必要3～5歳児) 志賀



(人) 3号認定(保育必要0歳児) 志賀



(人) 3号認定(保育必要1、2歳児) 志賀

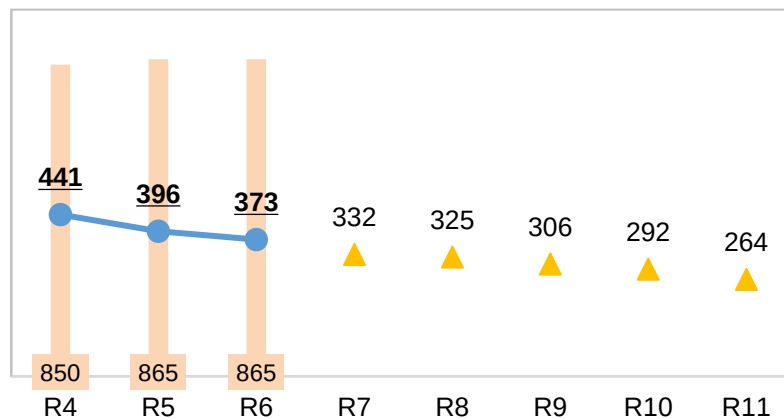


3 教育・保育の量の見込みについて

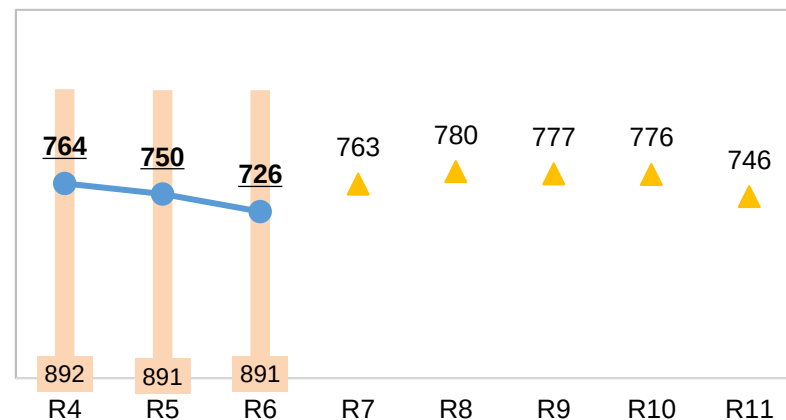
(9) 区域別の結果：北部区域



(人) 1号認定(教育希望3～5歳児※) 北部

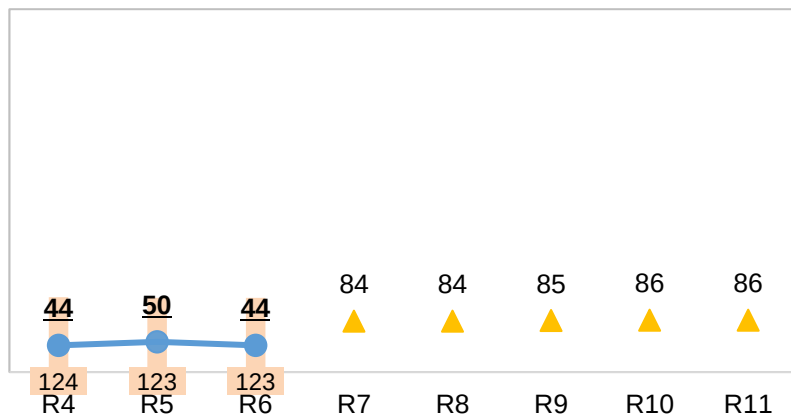


(人) 2号認定(保育必要3～5歳児) 北部

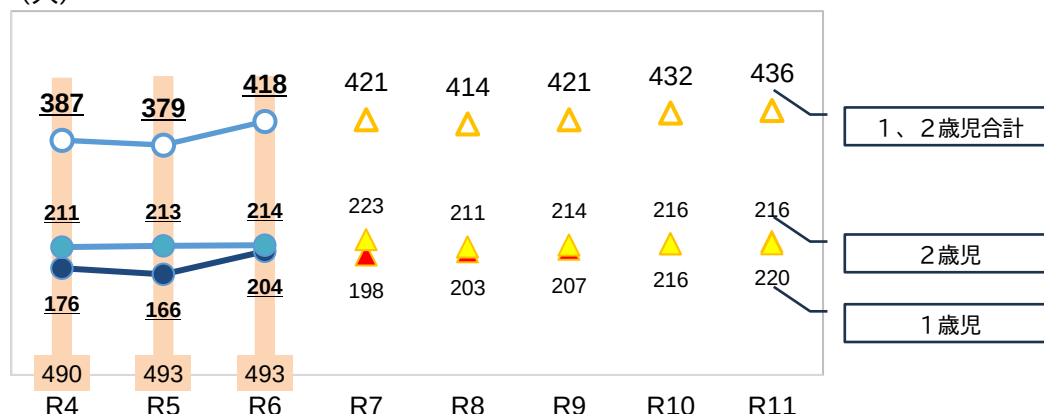


※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

(人) 3号認定(保育必要0歳児) 北部



(人) 3号認定(保育必要1、2歳児) 北部

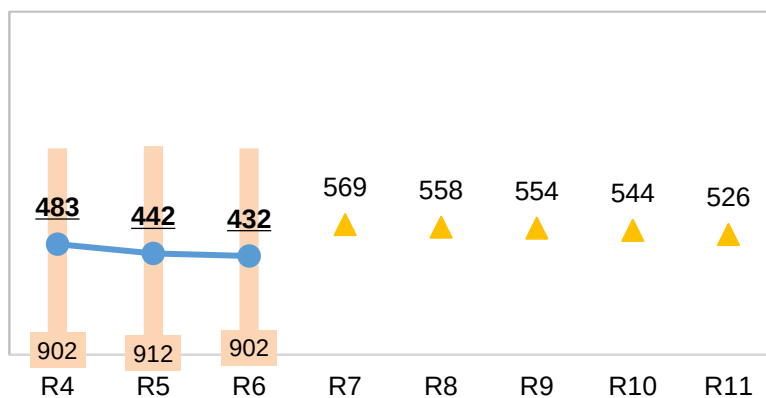


3 教育・保育の量の見込みについて

(9) 区域別の結果：中北部区域

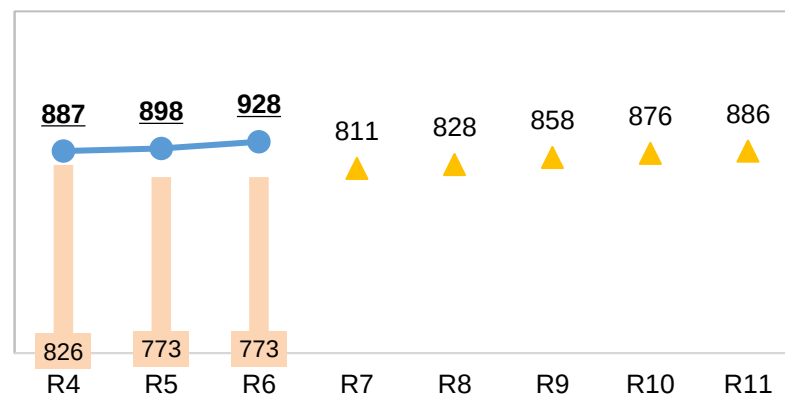


(人) 1号認定(教育希望3～5歳児※) 中北部

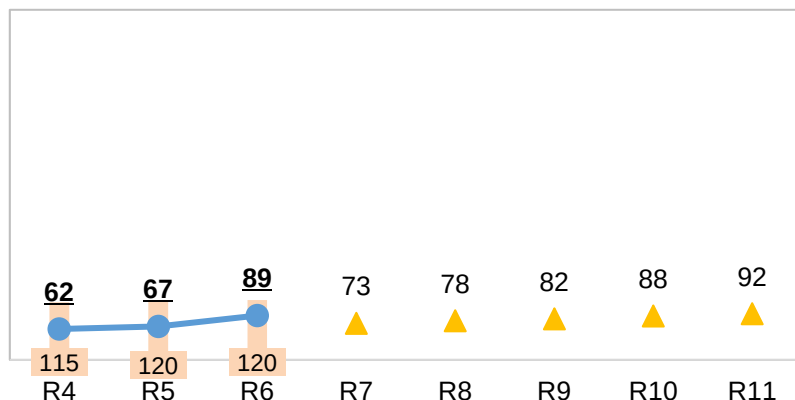


※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

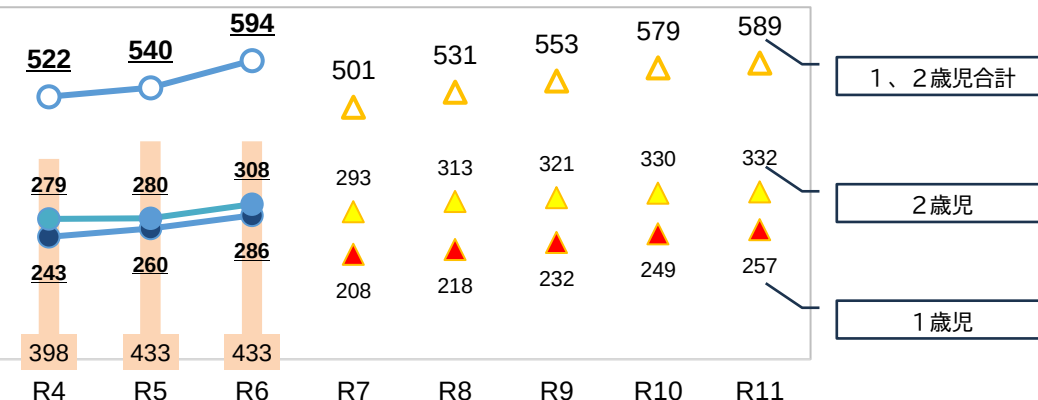
(人) 2号認定(保育必要3～5歳児) 中北部



(人) 3号認定(保育必要0歳児) 中北部



(人) 3号認定(保育必要1、2歳児) 中北部



1、2歳児合計

2歳児

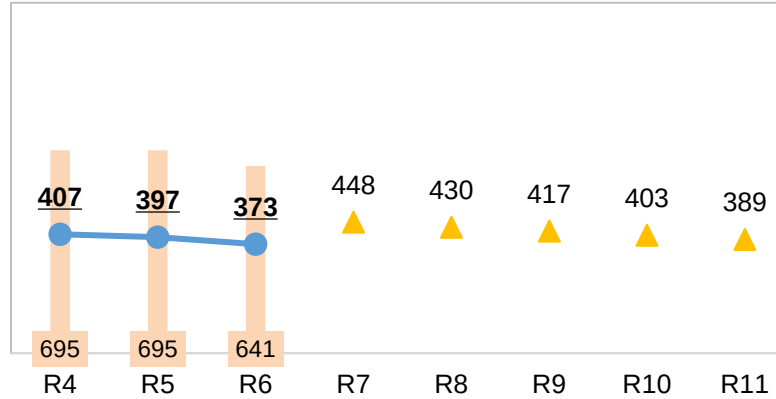
1歳児

3 教育・保育の量の見込みについて

(9) 区域別の結果：中部区域

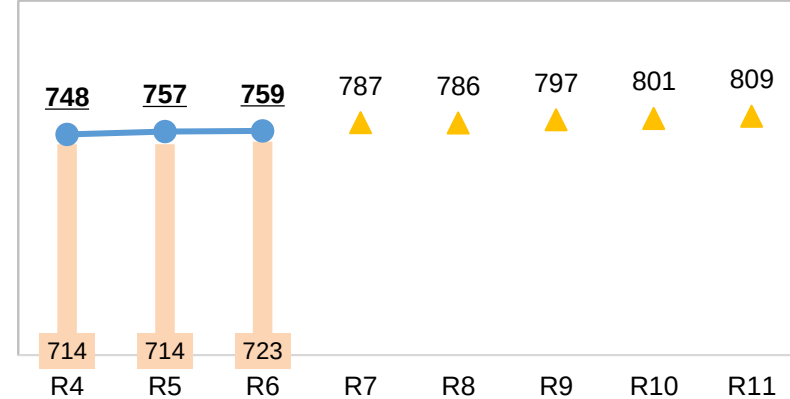


(人) 1号認定(教育希望3～5歳児※) 中部

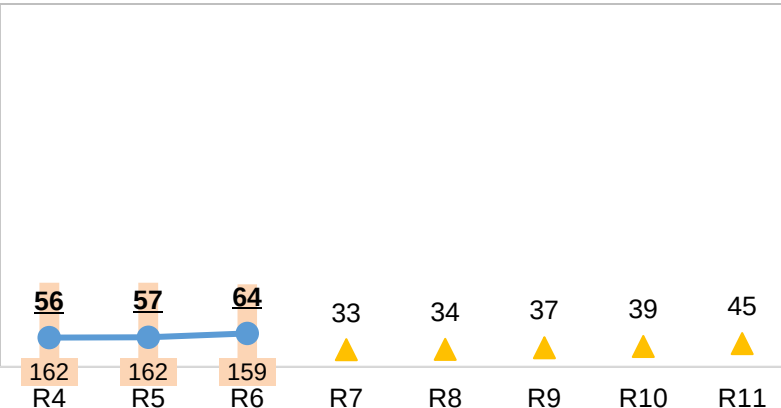


※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

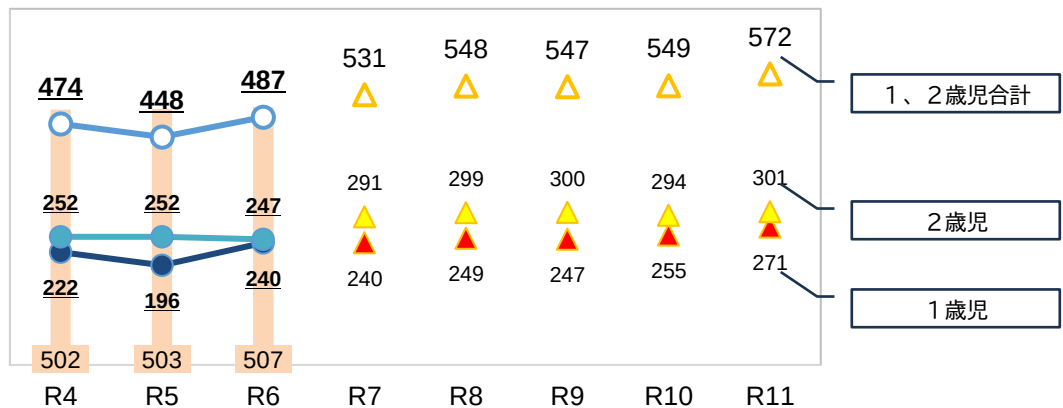
(人) 2号認定(保育必要3～5歳児) 中部



(人) 3号認定(保育必要0歳児) 中部



(人) 3号認定(保育必要1、2歳児) 中部

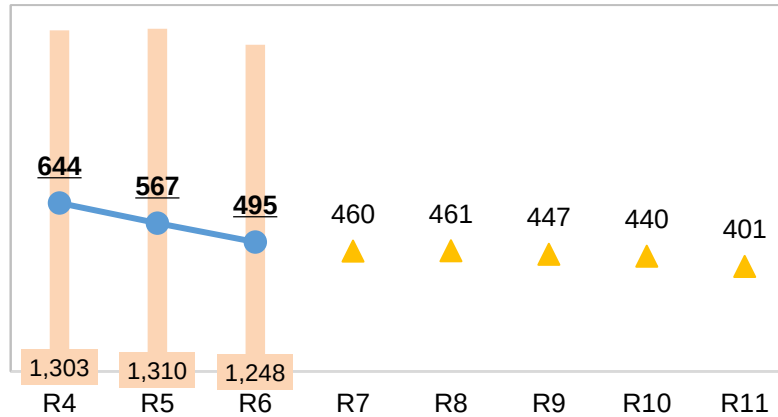


3 教育・保育の量の見込みについて

(9) 区域別の結果：中南部区域

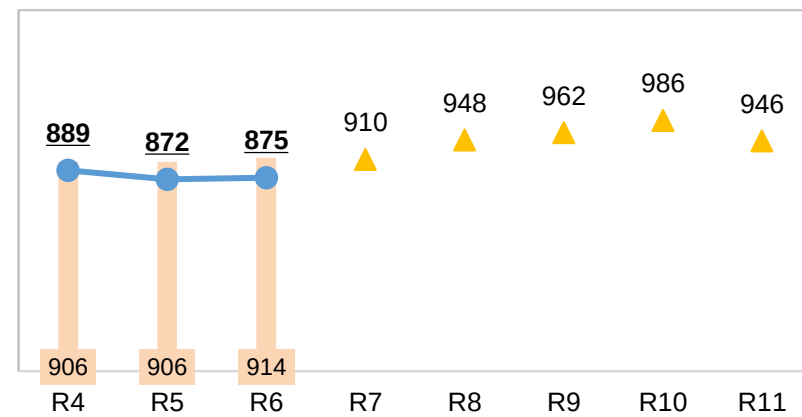


(人) 1号認定(教育希望3～5歳児※) 中南部

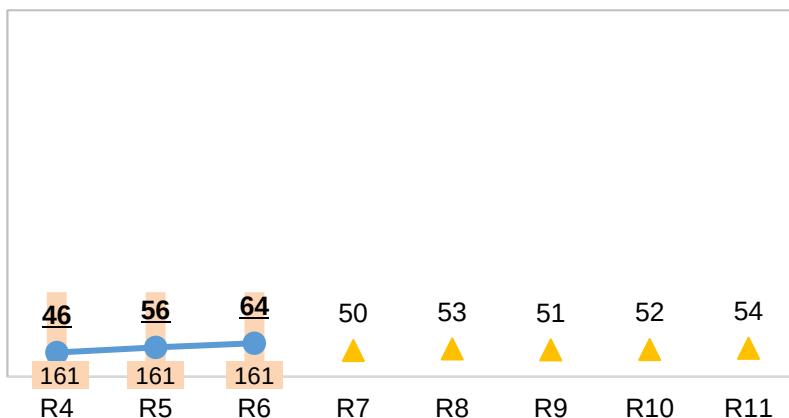


※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

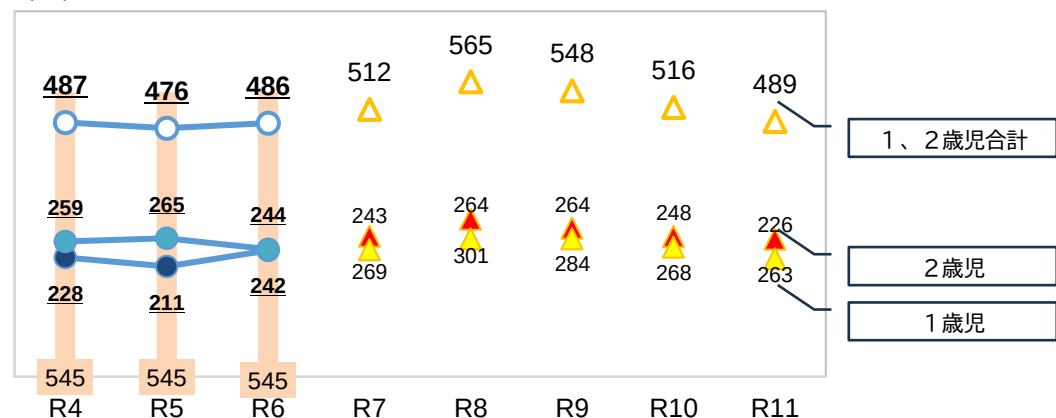
(人) 2号認定(保育必要3～5歳児) 中南部



(人) 3号認定(保育必要0歳児) 中南部



(人) 3号認定(保育必要1、2歳児) 中南部

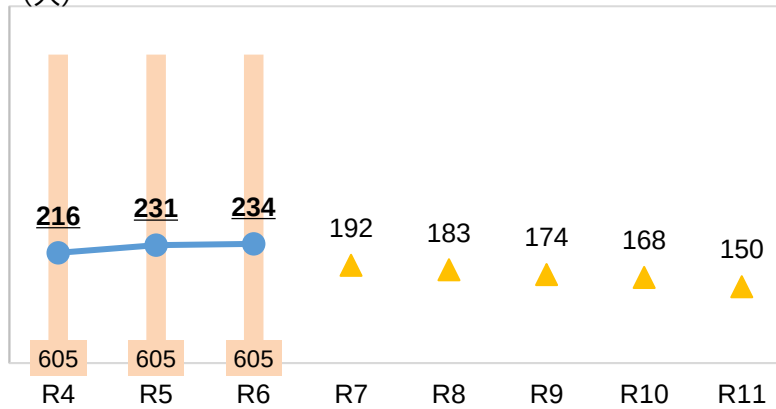


3 教育・保育の量の見込みについて

(9) 区域別の結果：南部区域

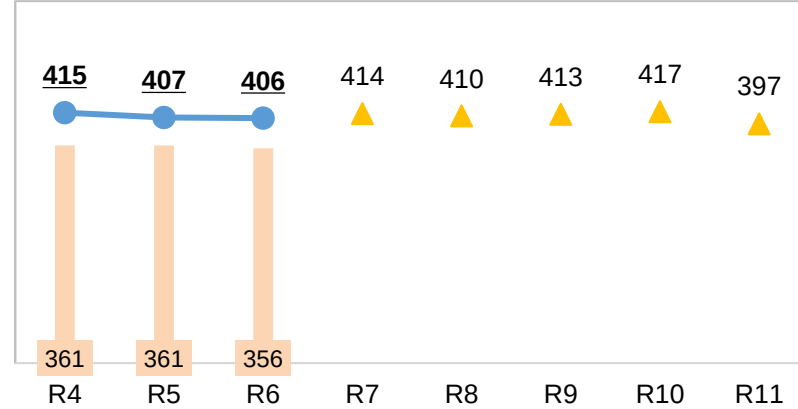


1号認定(教育希望3～5歳児※) 南部

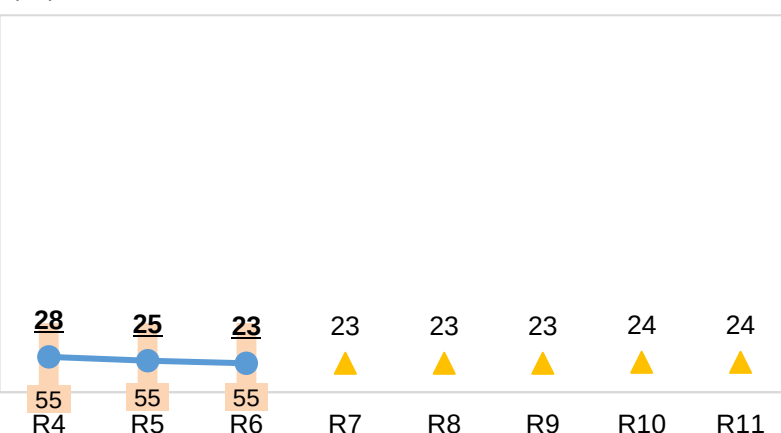


※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する者を含む。

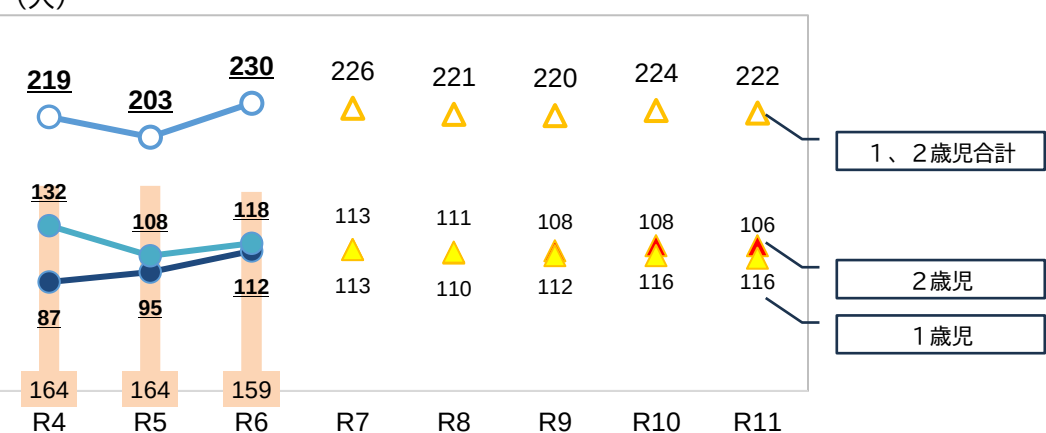
2号認定(保育必要3～5歳児) 南部



3号認定(保育必要0歳児) 南部



3号認定(保育必要1、2歳児) 南部

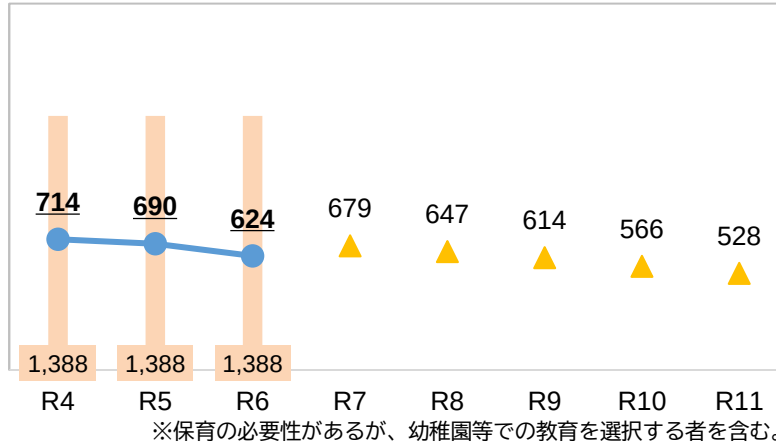


3 教育・保育の量の見込みについて

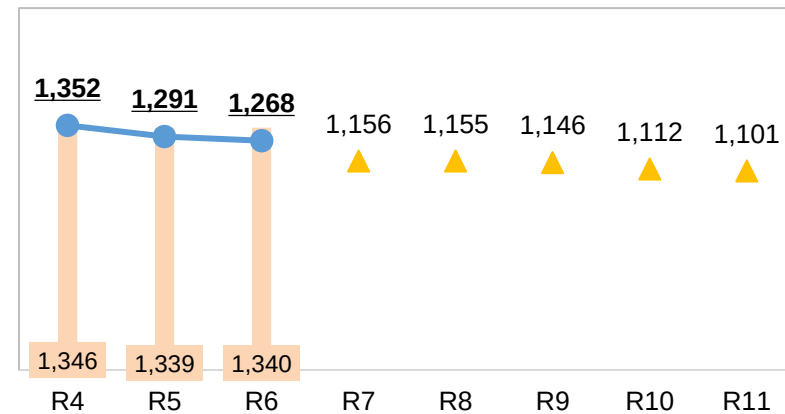
(9) 区域別の結果：東部区域



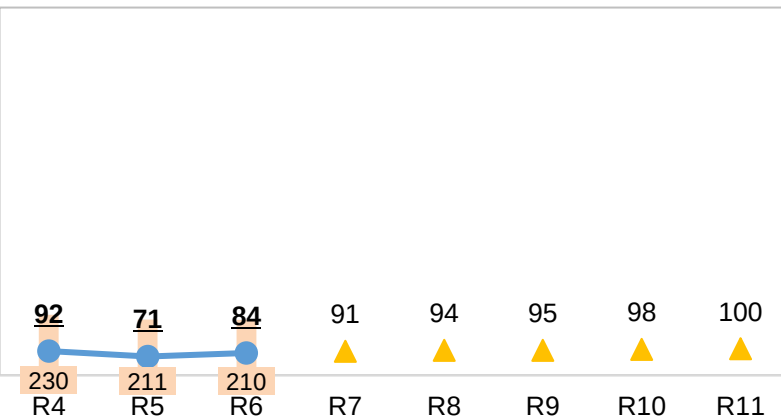
(人) 1号認定(教育希望3～5歳児※) 東部



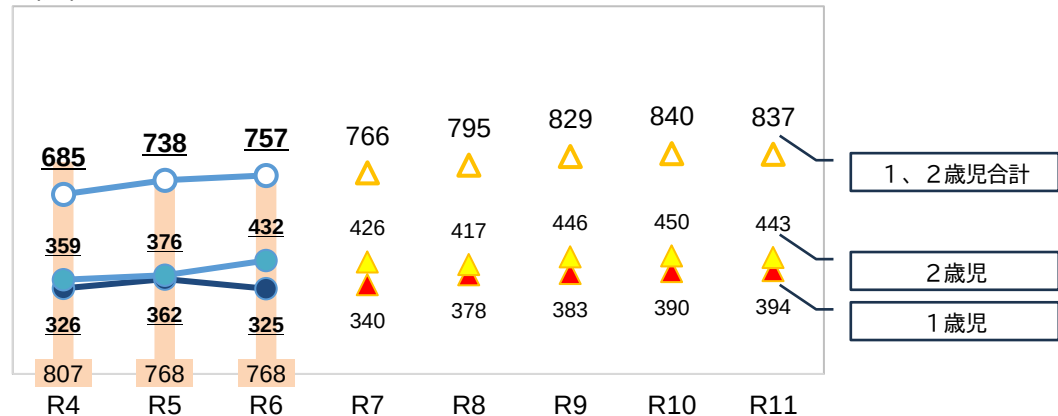
(人) 2号認定(保育必要3～5歳児) 東部



(人) 3号認定(保育必要0歳児) 東部



(人) 3号認定(保育必要1、2歳児) 東部



4 教育・保育の提供体制の確保の方向性について

(1) 1号認定（教育）について

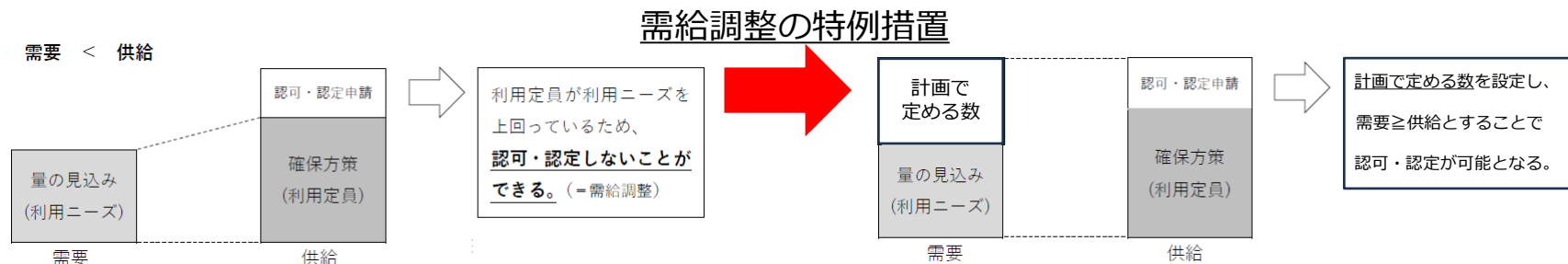
量の見込み（ニーズ）に対して、十分な提供体制が確保されているが、以下の2点について引き続き検討をし、計画に反映していく。

①市立幼稚園の規模適正化及びあり方検討プロジェクトでの検討を踏まえた市立幼稚園の定員変更

- ・園児数が減少している市立幼稚園について、こどもの学びや成長に適した集団規模を確保するため、計画期間を通して市立幼稚園の規模適正化を図り、計画に反映する。
- ・令和6年6月発足した市立幼稚園のあり方検討プロジェクトにおける、市立幼稚園が果たす役割についての検討を踏まえた上で、市立幼稚園の定員変更について計画に反映する。

②認定こども園への移行促進に係る教育・保育施設の希望を踏まえた「計画で定める数」の設定

- ・国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」においては、「幼稚園及び保育園が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置」が示されている。
- ・本市においても同指針に基づき、認定こども園への移行を促進するため教育・保育施設の希望を踏まえ、「計画で定める数」を設定し、その範囲内で認可・認定を行えるよう計画に反映する。



4 教育・保育の提供体制の確保の方向性について

(2) 2号及び3号認定（保育）について

量の見込み（ニーズ）に対して、十分な提供体制が確保されていない区域や年齢区分があるため、それらの区域について提供体制の確保を図る。また、保育士の不足により定員までの受け入れができていない施設があることから、保育士確保等による受け入れ拡大についても対策を講じる。

①提供体制の確保方策について

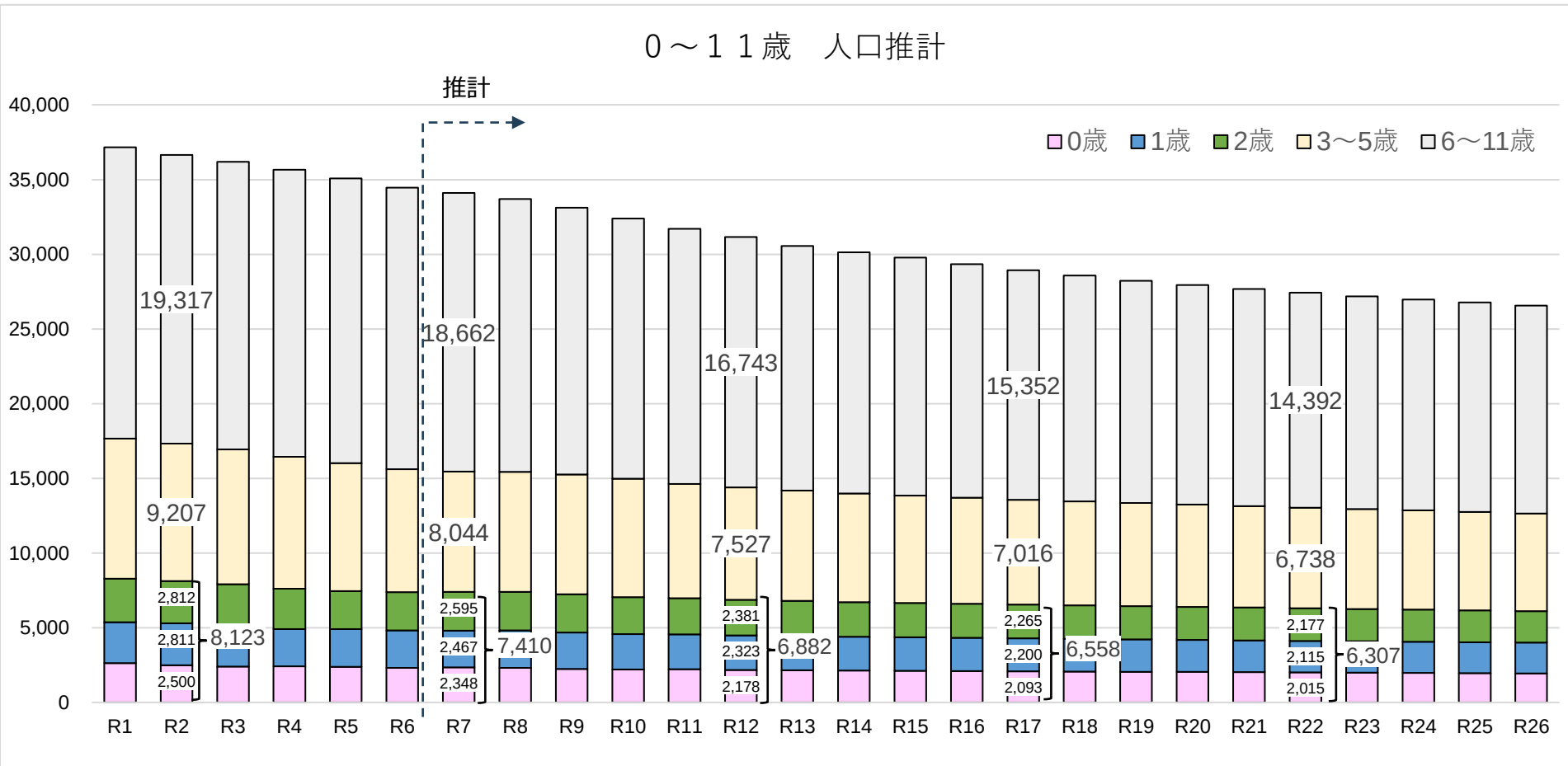
- ・小規模保育施設の設置補助【6月補正予算】
坂本・下阪本学区及び滋賀・唐崎学区を対象に、1施設あたり19人定員の小規模保育事業所を2施設設置するための補助金を交付する。
- ・保育施設の整備の必要性についての検討
量の見込み（ニーズ）を踏まえ、施設型を含めた保育施設の整備の必要性について検討していく。

②保育士確保等による受け入れ拡大について

- ・奨学金返還支援補助金、潜在保育士就職支援補助金【6月補正予算】
大学在学中に奨学金の貸与を受けて就学し、卒業後に市内の保育所等に新たに雇用され、継続して勤務する保育士等や、市内の保育所等に新たに雇用され継続して勤務する保育士等に対して、補助金を支給する。
- ・公立保育所の保育士再配置
小規模園であるため、担任外保育士の割合が高くなっている逢坂保育園を令和7年3月31日をもって休園し、勤務する保育士を他の公立保育所に再配置することで、公立保育園全体での受入れ児童数の増加を図る。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 確保方策の方向性について

(1) 人口推計（0～11歳まで）



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

①利用者支援事業

①利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

令和4年度の児童福祉法の改正に伴い、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」と、既存の地域に身近な施設において子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う「地域子育て相談機関」の整備が努力義務化され、ソフト面では令和6年度から利用者支援事業として位置付けられた。

現状（R5実績）

基本型：2か所（子ども・若者政策課、子育て総合支援センター）

特定型（保育コンシェルジュ）：1か所（保育幼稚園課）

こども家庭センター型（旧 母子保健型）：7か所（各すこやか相談所）

提供区域

市全域

量の見込み

既存の整備箇所（10か所）及び令和6年度から利用者支援事業に移行される市区町村子ども家庭総合支援拠点事業（1か所）については、機能を維持していく。

提供体制の確保の方向性

こども家庭センター及び地域子育て相談機関については、国が示す方針を踏まえつつ、本市の組織体制や既存の施設が担う役割を考慮しながら、整備に向けて検討していく。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

②妊婦等包括相談支援事業

②妊婦等包括相談支援事業【R7創設】

妊婦、その配偶者に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業。

本市では、出産・子育て応援給付事業における伴走型相談支援として、妊娠届時、妊娠8か月ごろ（希望者のみ）、新生児訪問時の面談のほか、情報発信や必要な支援につないでいる。

現状（R5実績）

妊娠届出時及び出産後4か月ごろまで：面談及びアンケート

妊娠8か月前後：アンケート

産後の育児期：随時の子育て関連イベント等の情報発信・相談受付

※出産・子育て応援給付（経済的支援）と併せて実施

提供区域

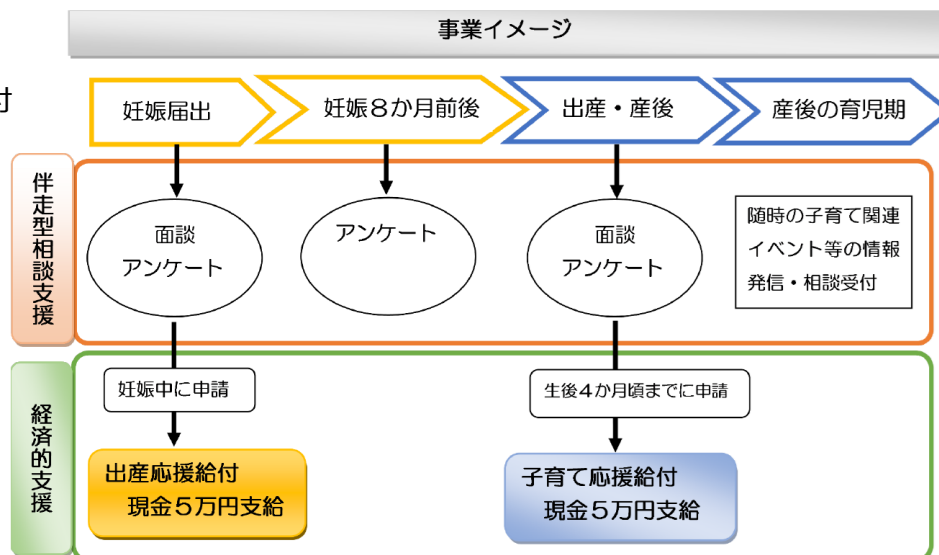
市全域

量の見込み

妊婦又はその配偶者の相談支援等の利用希望等に基づき算出予定（今後、国が基本指針の改正及び詳細な算出の手引きの発出を予定している）

提供体制の確保の方向性

国の手引き等から算出する需要量に基づき、検討する。



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

③延長保育事業

③延長保育事業

保育認定を受けた児童について、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業。

現状（R5実績）

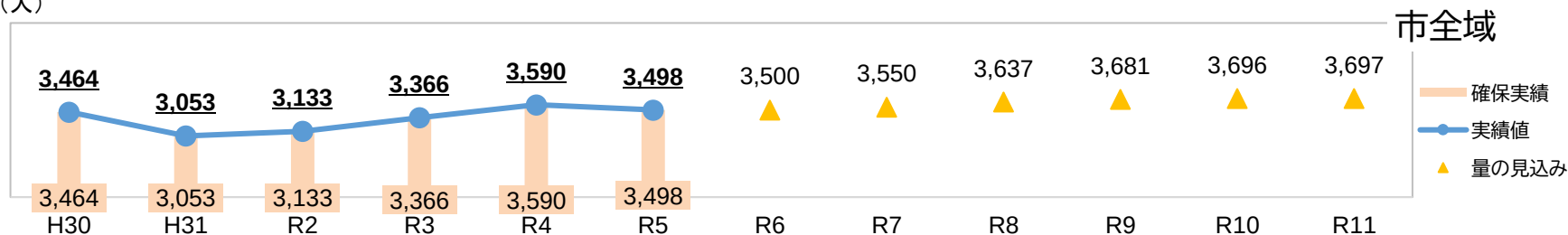
ほぼすべての保育施設で実施
（うち子ども・子育て支援交付金による補助対象施設が99か所）

提供区域

保健・福祉ブロック

量の見込み

保育ニーズの高まりに伴い、直近の利用トレンド（増加傾向）が今後も継続すると仮定して算出
（人）



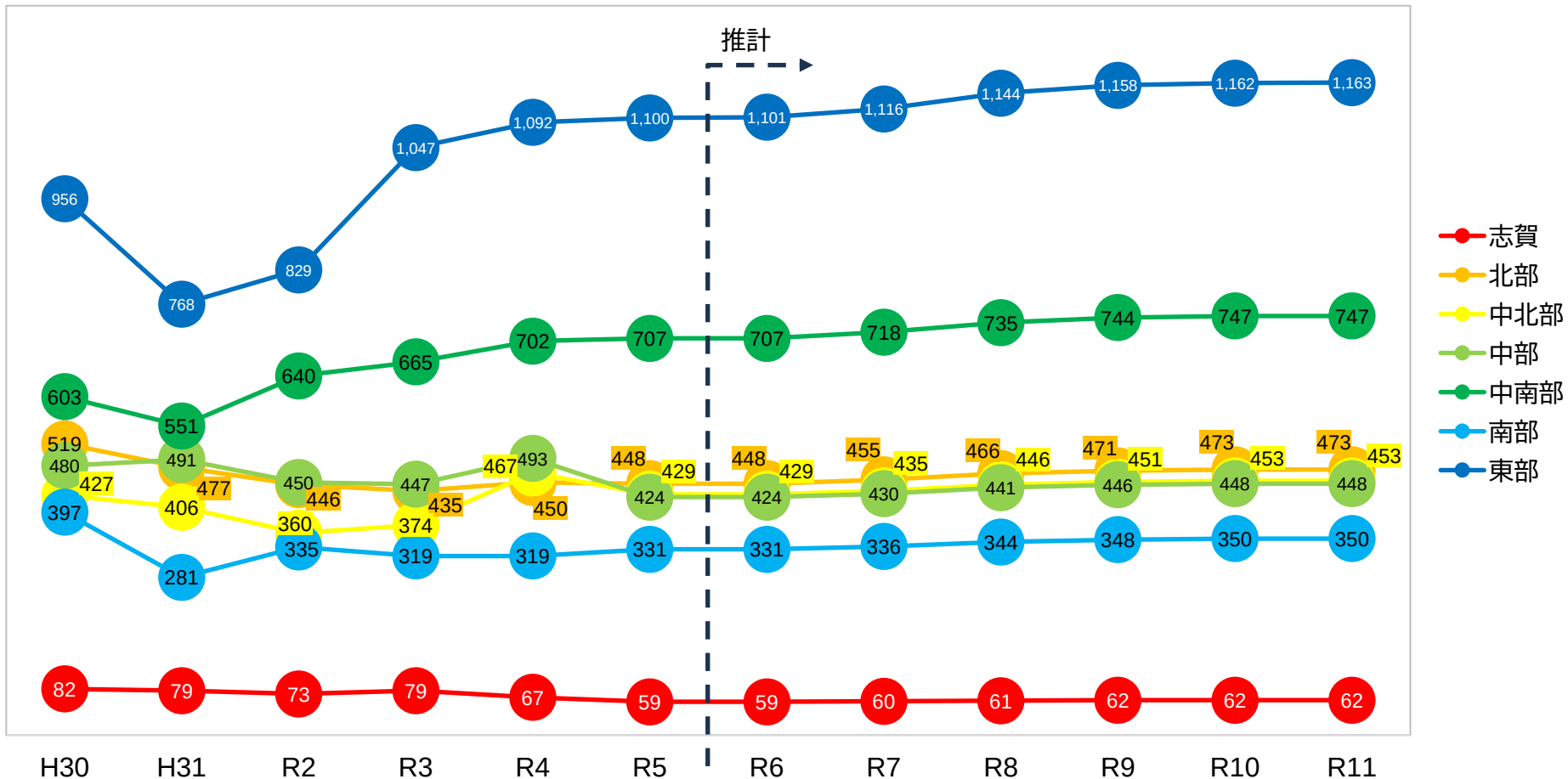
提供体制の確保の方向性

現状は、利用希望に応じて事業を実施できる体制が確保されている。今後も利用ニーズに的確に対応できるよう実施体制を維持する。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

③延長保育事業

(人) 延長保育事業 保健福祉ブロック別



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

④実費徴収にかかる補足給付を行う事業

④実費徴収にかかる補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することで、円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべてのこどもの健やかな成長を支援する事業

- ・教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助
- ・施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

現状（R5実績）

大津市では、現状該当する事業はない。

提供体制の確保の方向性

現時点では、実施の見込みはない。事業の実施にあたっては、国や県の動向を踏まえながら、市民ニーズなどを把握して今後の事業実施について検討する。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑤多様な事業者の参入促進・能力活用事業

⑤多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業

- ・新規参入施設等への巡回支援

市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者（例：保育士OB等）を活用した巡回支援等を行う事業。

- ・認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

- ・地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業。

現状（R5実績）

- ・新規参入施設等への巡回支援：支援対象施設1件
- ・認定こども園特別支援教育・保育経費：対象園数12園、対象児童数のべ304人
- ・多様な集団活動事業の利用支援：対象児童数69人・月（対象施設等は2か所）

提供体制の確保の方向性

現在は支援の必要な施設及び保護者からの申請に応じて事業を実施している。
今後も現状の実施体制を維持する。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑥放課後児童健全育成事業

⑥放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る事業

現状（R5実績）

市立児童クラブ37か所、民間児童クラブ37か所（うち1か所は休所中）で実施

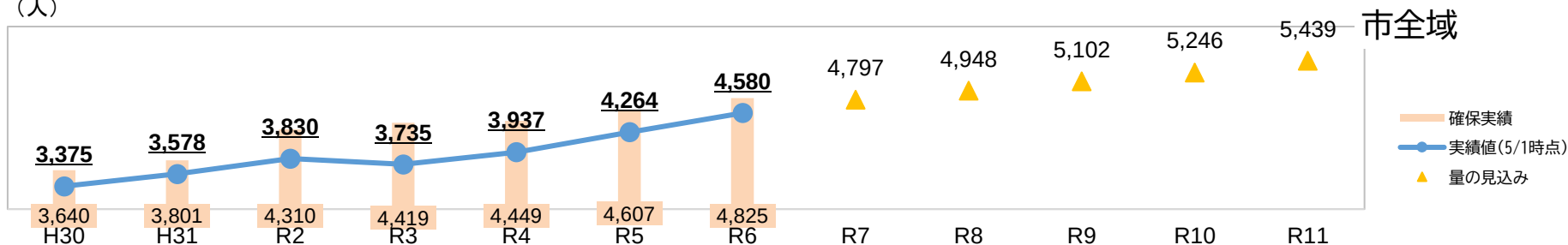
提供区域

各小学校区ごと

量の見込み

保育ニーズの高まりに伴い、直近の利用トレンド（増加傾向）が今後も継続すると仮定して算出
各学年別に算出する

（人）



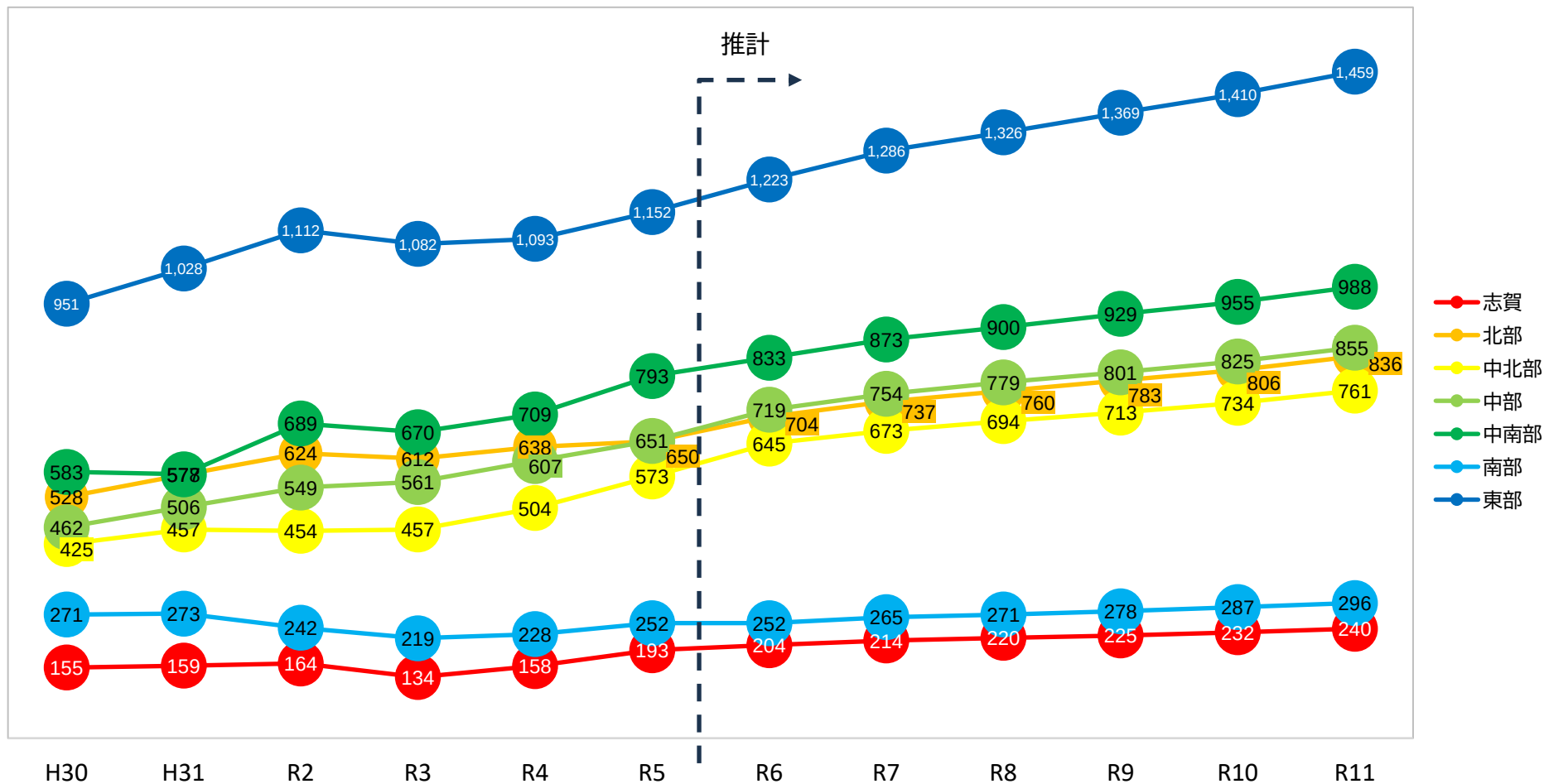
提供体制の確保の方向性

これまで、学校施設の有効活用、公共施設等の活用による生活面積の拡大や民間児童クラブの開設等により、伸び続ける需要に対して定員を確保してきたことで、令和6年度当初の市全体の利用定員数は4,825人で、市全体でみると供給が需要を上回っている。ただし、狭あい化が著しい地域も見受けられることから、こどもたちにとってより良い環境となるよう、地域資源の活用等工夫しながら受け入れ体制を整えていく。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑥放課後児童健全育成事業

(人) 放課後児童健全育成事業 保健福祉ブロック別



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑦子育て短期支援事業

⑦子育て短期支援事業

児童を養育している家庭において、保護者の疾病、出産や仕事の理由等によって、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、乳児院若しくは児童養護施設又は里親において一時的に養育する事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間擁護（トワイライトステイ）事業を実施している。

現状（R5実績）

児童養護施設：2 か所
乳児院：1 か所
里親等：61人

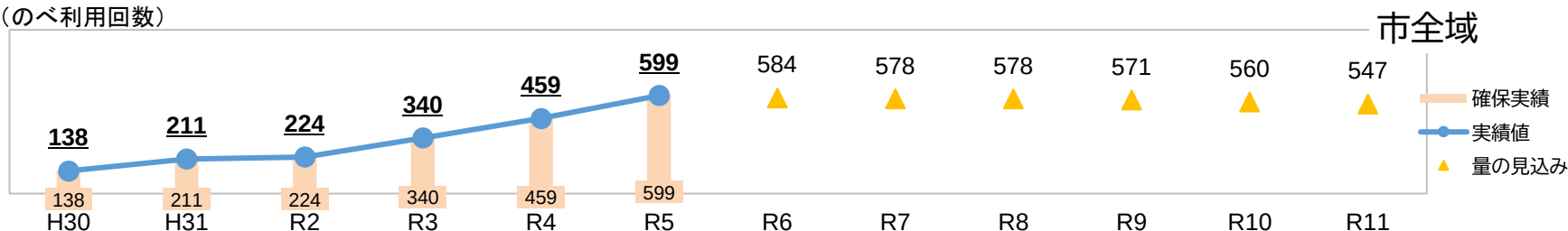
提供区域

市全域

量の見込み

直近5年の利用率（のべ利用件数／0-5歳児人口）の最大値を推計人口に乗ずる。

（のべ利用回数）



提供体制の確保の方向性

現状は、利用数が増加傾向にあるなかで利用希望に応じて事業を実施できる体制が確保されている。

今後は利用数が落ち着き、ほぼ横ばいで推移するとみられるが引き続き利用ニーズに的確に対応できるよう実施体制を維持する。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑧乳児家庭全戸訪問事業

⑧乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育て支援に関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。

本市では、「大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問」として、新生児訪問と合わせて、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保育士と民生委員児童委員の2人1組で訪問し、様々な不安や悩みを聞く中で、子育てや子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握を行い、必要な家庭に対し適切な支援を行う。

現状（R5実績）

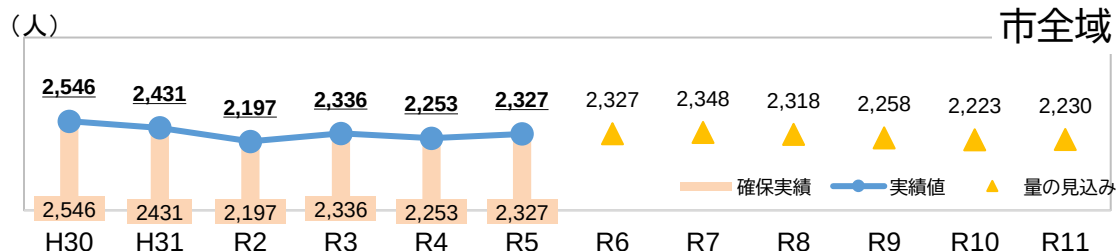
訪問世帯数2,327件（訪問対象世帯数2,378件 訪問率97.9%）

提供区域

市全域

量の見込み

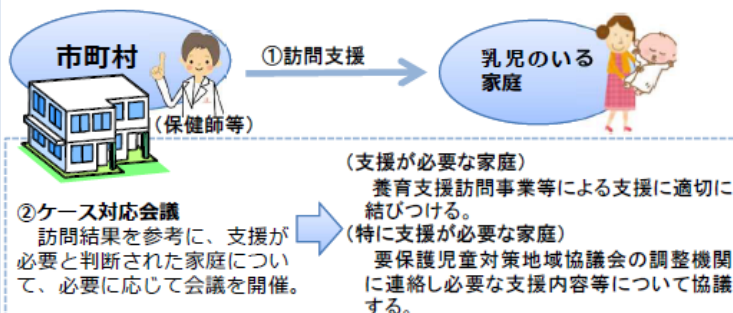
出生した全てのこどもを対象とすることから、0歳児人口推計と同数で見込む。



提供体制の確保の方向性

全戸訪問を基本としており、現状の実施体制を維持する。

イメージ図



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑨養育支援訪問事業

⑨養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

本市では、未熟児や多胎児等に対する栄養指導、養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導、児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援等を行う。

※令和6年度から、これまで本事業で実施していた家庭の育児・家事援助支援については、新たに創設された「子育て世帯訪問支援事業」に移行した。

現状（R5実績）

のべ訪問回数：1,538回（専門的相談支援に限る）

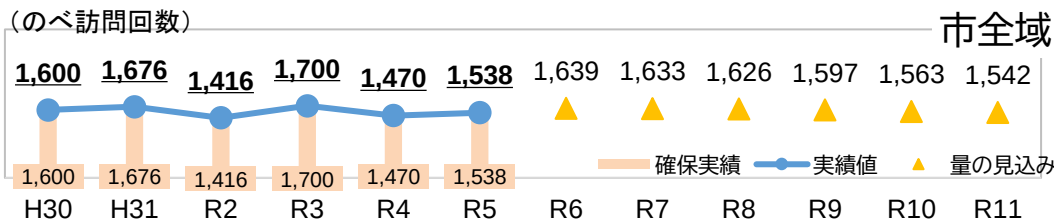
提供区域

市全域

量の見込み

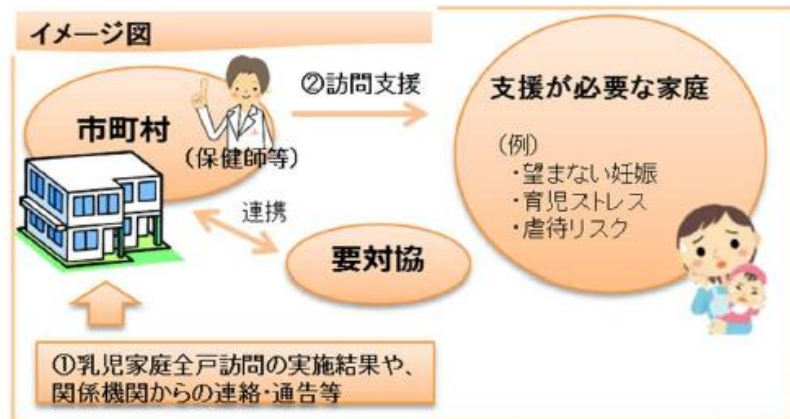
直近5年の「専門的相談支援」の利用率（のべ利用回数／人口※）の最大値を推計人口に乗ずる。

※事業実施担当課が複数あり、対象年齢に違いがあるため別々に推計し、合算した。



提供体制の確保の方向性

支援の必要性がある者のうち、利用希望に応じて実施する事業であることから、今後も現状の実施体制を維持する。



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑩子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

⑩子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の専門性強化及び連携強化を図ることで、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する事業。

本市では、要保護児童対策地域協議会において、こどもや家庭に関わる各機関と情報共有、支援を行っている。

現状（R5実績）

- ・ 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）や児童虐待への専門性を向上させるための研修の実施（年2回）
- ・ 要保護児童対策地域協議会における関係機関との個別ケース検討会議などによる情報共有（203回）
- ・ 養育支援訪問事業等との連携による支援の実施

提供体制の確保の方向性

現状の実施体制を維持していく。



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑪子育て世帯訪問支援事業

⑪子育て世帯訪問支援事業【R6創設】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業。

※改正児童福祉法により新設され、令和6年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている。

現状（R5実績）

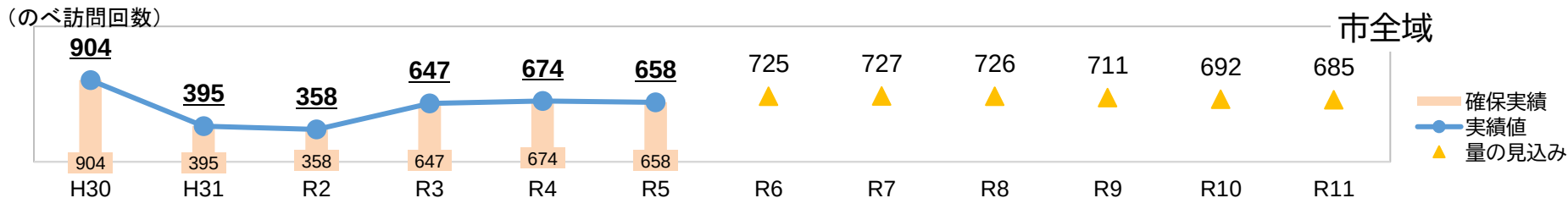
のべ訪問回数：658回
(養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助専門的相談支援に限る)

提供区域

市全域

量の見込み

養育支援訪問事業における家事・育児支援を活用した世帯数から事業の対象となる世帯を推計し、
国が示す方法に基づき算出後、実績等により補正



提供体制の確保の方向性

支援の必要性がある者のうち、利用希望に応じて実施する事業であることから、今後も現状の実施体制を維持する。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑫児童育成支援拠点事業

⑫児童育成支援拠点事業【R6創設】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業

現状

大津市では、現状、該当する事業はない。

提供体制の確保の方向性

現時点では、実施の見込みはない。事業の実施にあたっては、国や県の動向を踏まえながら、市民ニーズなどを把握して今後の事業実施について検討する。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑬親子関係形成支援事業

⑬親子関係形成支援事業【R6創設】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。

※改正児童福祉法により新設され、令和6年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている。

現状（R5実績）

親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”（BPプログラム）として、初めて育児をする生後2～4か月までのこどもの母親を対象に実施している。

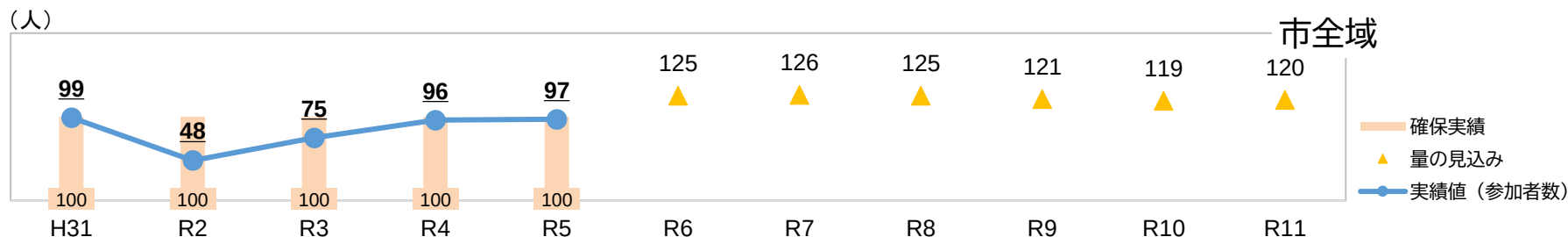
提供区域

市全域

量の見込み

4か月児健診の問診で「毎日の生活」における主訴がある第一子の世帯数※を事業の対象世帯数として国手引きに基づき算出する。

※第一子の世帯数は新生児訪問の対象世帯数のうち、第一子である割合から算出



提供体制の確保の方向性

これまで1クール（4週間）10人を10クール、のべ100人を定員としていたが、令和6年度から1クール20人を6クール、のべ120人定員としている。今後も現状の実施体制を維持する。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑭地域子育て支援拠点事業

⑭地域子育て支援拠点事業

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする事業。

現状（R5実績）

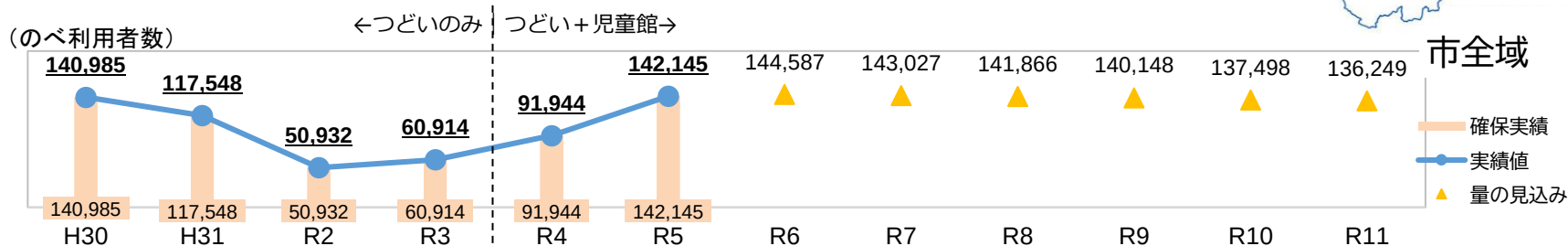
つどいの広場（一般型）と大津市立児童館（連携型）において、市内12か所に設置

提供区域

保健福祉7ブロック

量の見込み

0～5歳の人口推計に直近5年の利用率（のべ利用者数（※）／0-5歳児人口）の最大値を乗ずることで見込む（※）利用者数は保護者を含む。



提供体制の確保の方向性

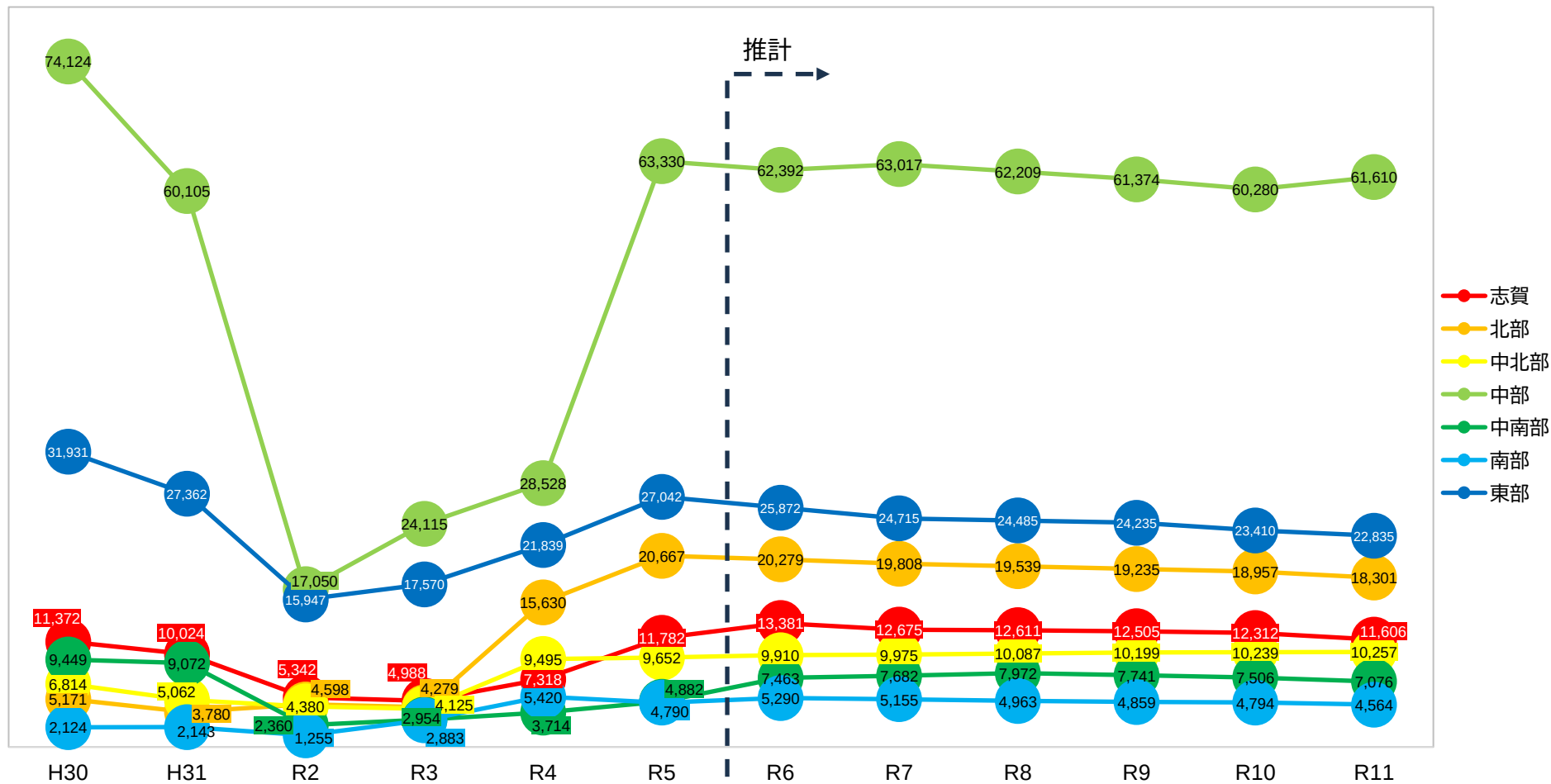
コロナ禍においては利用制限があったが、現在は利用者をすべて受け入れる体制を整えている。出生数の減少及び未就園の児童数が減少する影響で利用ニーズは減少傾向であるが、今後も地域において産後及び0歳から安心して子育て・子育てができるよう受け入れ体制を維持する。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑭地域子育て支援拠点事業

(のべ利用者数)

地域子育て支援拠点事業 保健福祉ブロック別



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑮一時預かり事業

⑮一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

現状（R5実績）

未就園児童を対象とした一時預かり：22か所
幼稚園在園児の教育時間の前後等の一時預かり：58か所

量の見込み

（幼稚園在園児対象）

利用率の変化率（増加トレンド）から今後も利用が増えるが、変化率の傾きが減少していることから、将来的には利用数が減少する見込みで算出

提供区域

保健福祉ブロック

（未就園児対象）

ほぼ横ばいで推移していることから、直近5年の利用率の平均で推移すると仮定し、推計人口に乗ずることで算出

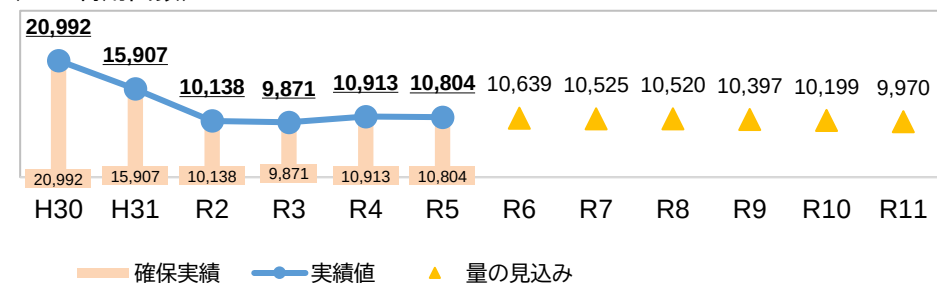
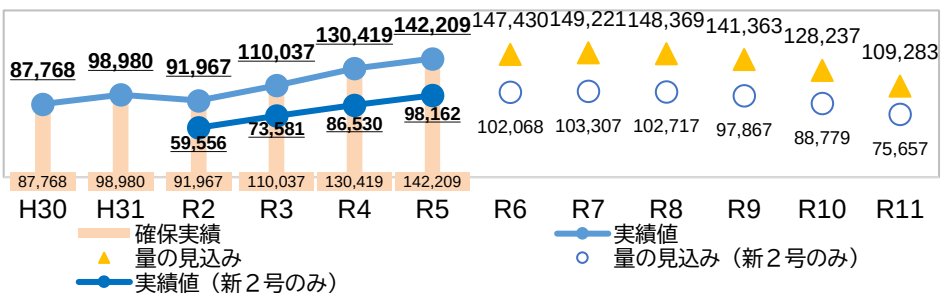
※ただし、乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）の実施見込みにより変動する可能性あり

（のべ利用回数）

幼稚園在園児対象_市全域

（のべ利用回数）

未就園児対象_市全域



提供体制の確保の方向性

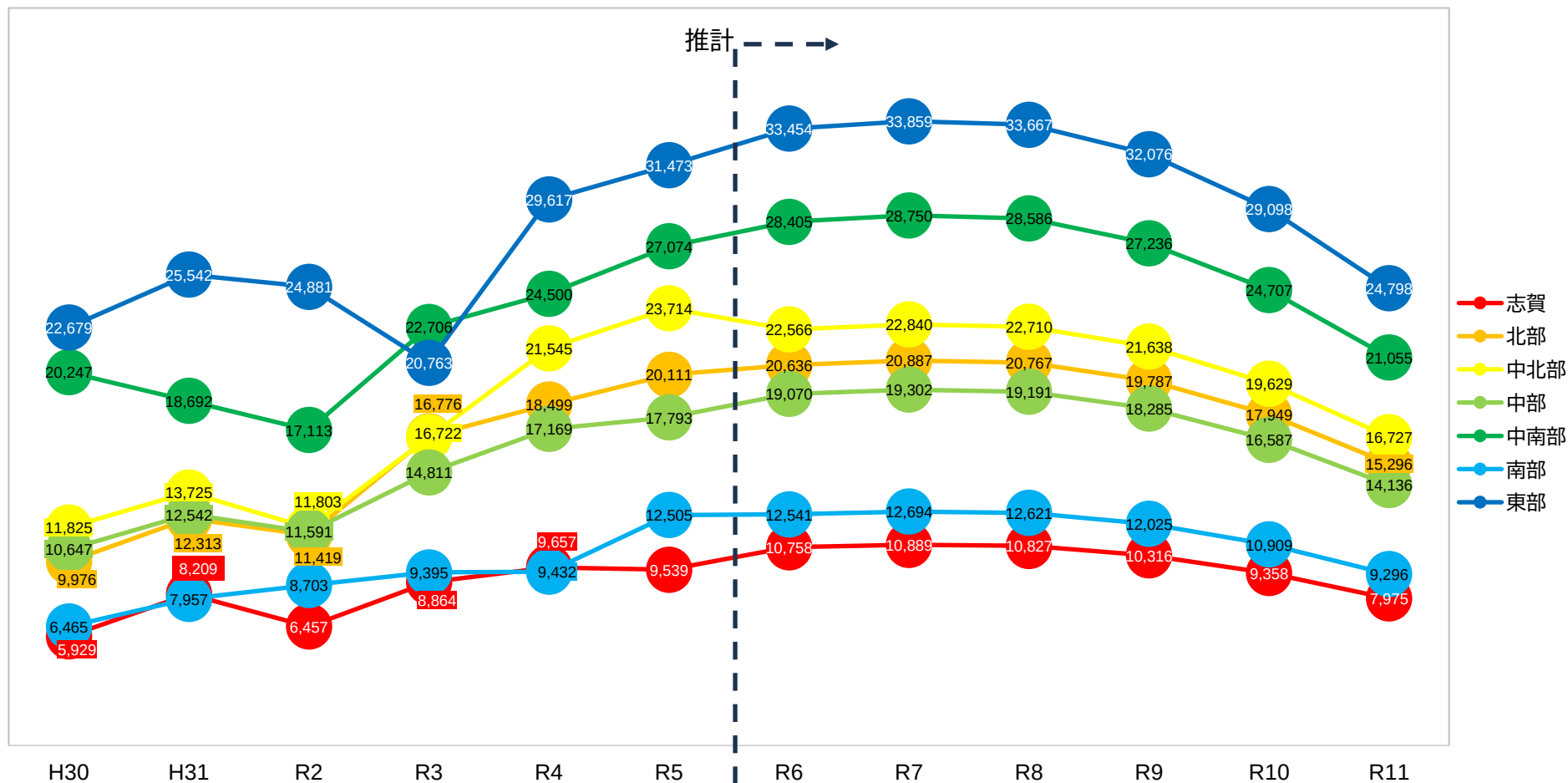
現状は、利用希望に応じて事業を実施できる体制が確保されている。今後も利用ニーズに的確に対応できるよう実施体制を維持する。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑮一時預かり事業

(のべ利用回数)

一時預かり事業（幼稚園在園児対象 **全体**） 保健福祉ブロック別

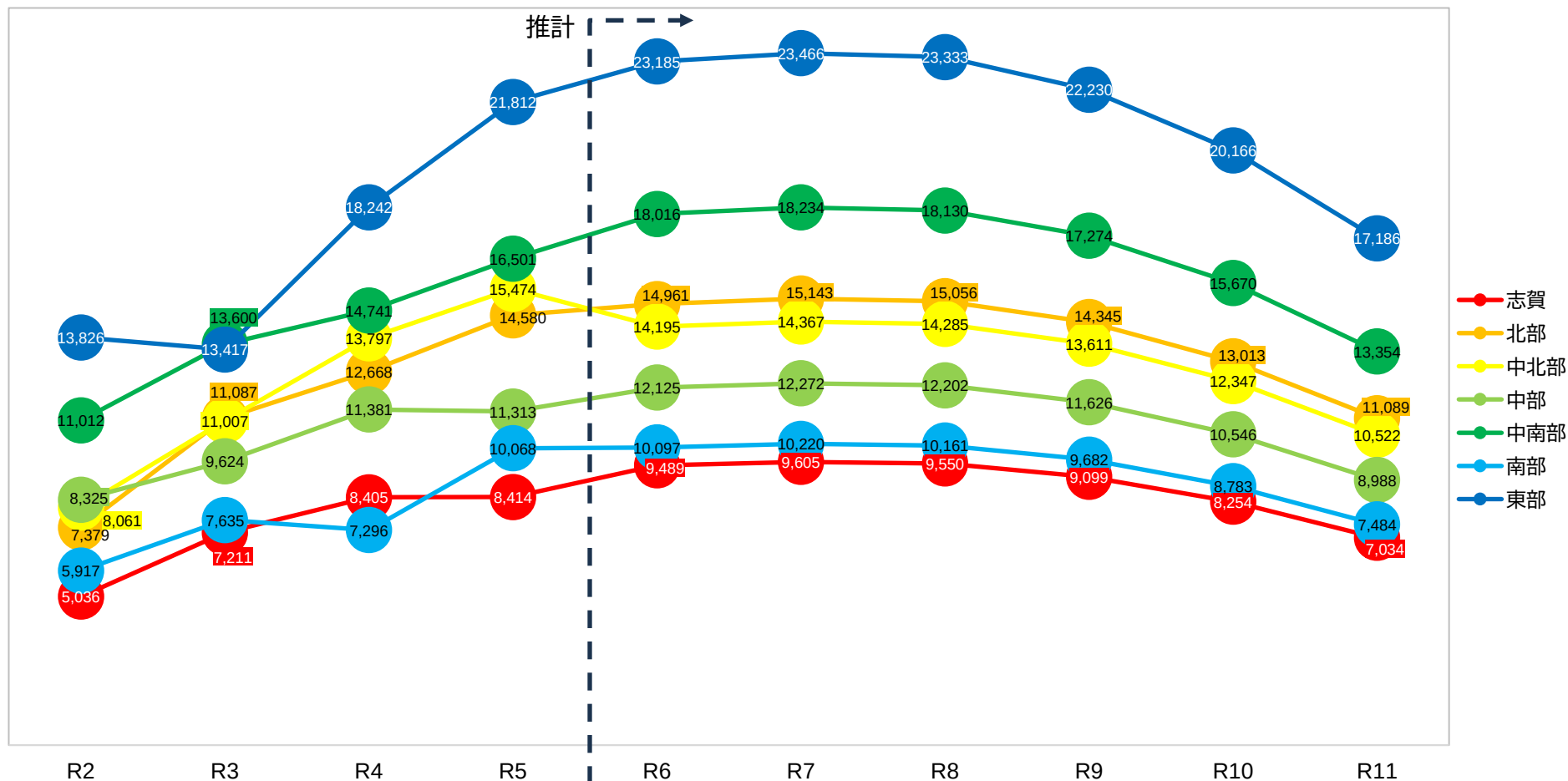


5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑮一時預かり事業

(のべ利用回数)

一時預かり事業（幼稚園在園児対象 うち新2号認定のみ） 保健福祉ブロック別

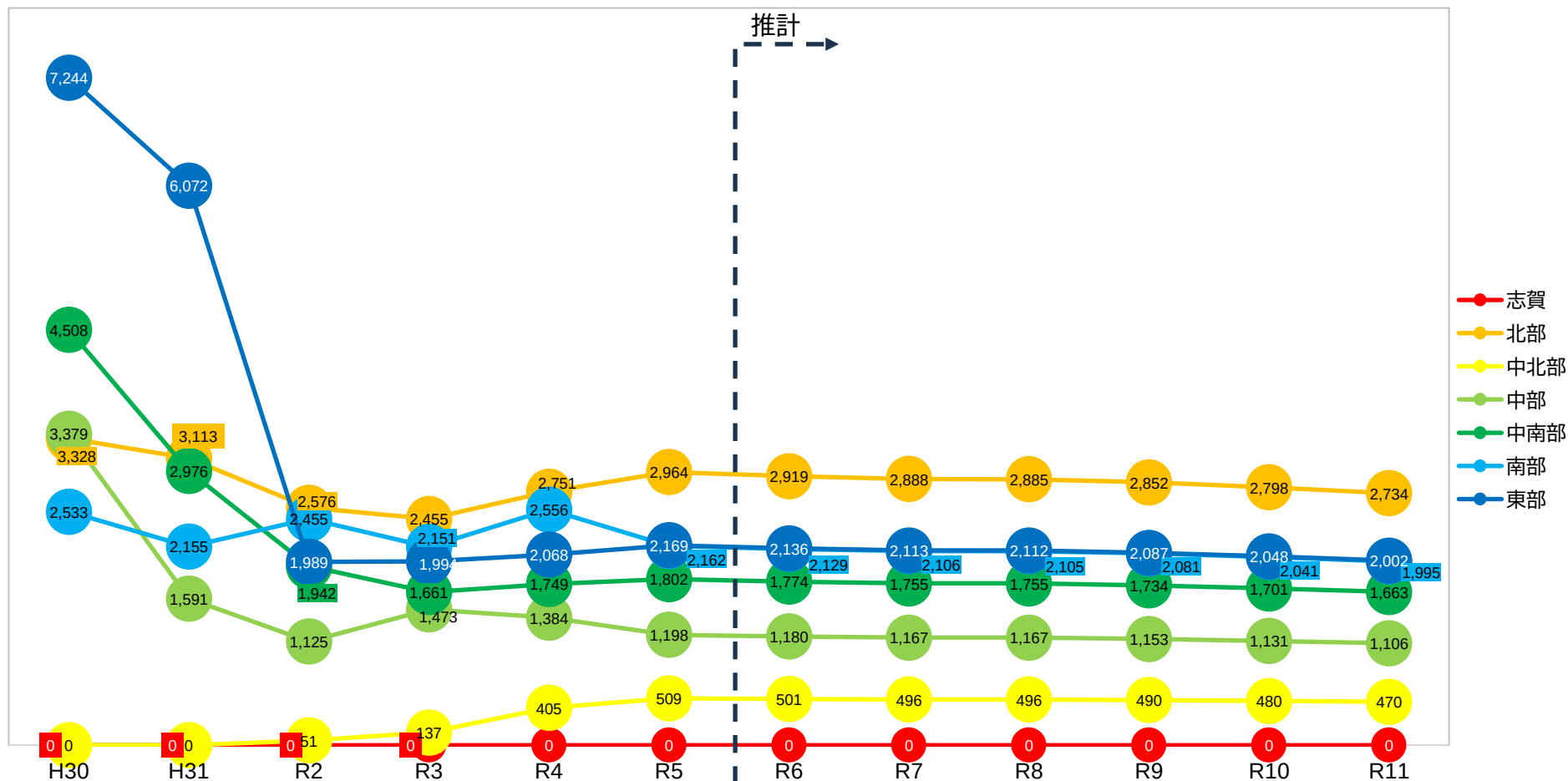


5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑮一時預かり事業

(のべ利用回数)

一時預かり事業（未就園児） 保健福祉ブロック別



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑯病児保育事業

⑯病児保育事業

保護者の就労等で病気のこどもを自宅で保育できない場合（病児保育）や、病気の回復期で集団保育が困難な場合（病後児保育）に、診療所や保育所の専用スペースで保育を行う事業

現状（R5実績）

保育所等併設型：4 施設（中部、中南部、南部、東部）
病院併設型：1 施設（東部）

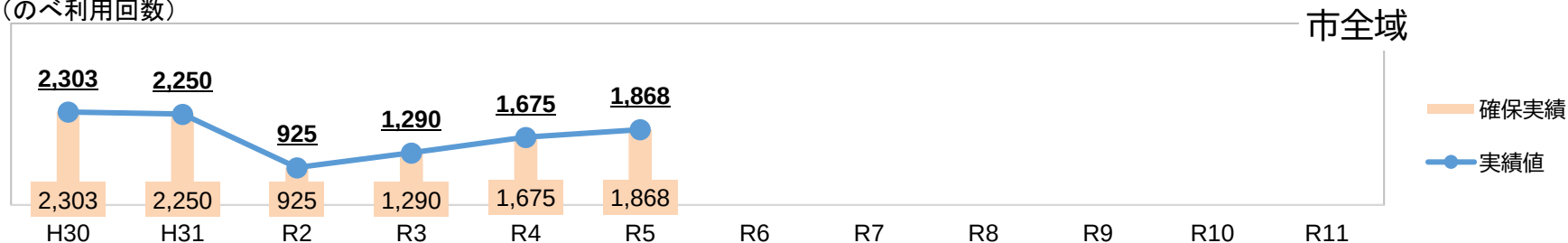
提供区域

市全域

量の見込み

算出中

（のべ利用回数）



提供体制の確保の方向性

令和6年度の北部区域での公募により、大津市全域での病児保育の実施体制を確保するとともに、地域ごとの保育ニーズや利用状況などを踏まえ、必要性を見極めながら整備について検討する。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑰子育て援助活動支援事業

⑰子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する事業

現状（R5実績）

活動件数 のべ3,069件 依頼会員：1,316人、援助会員：419人、両方会員：339人
（活動件数内訳）就学前児童の預かり・送迎：1,055件
就学後児童の預かり・送迎：798件
その他預かり・送迎：1,216件

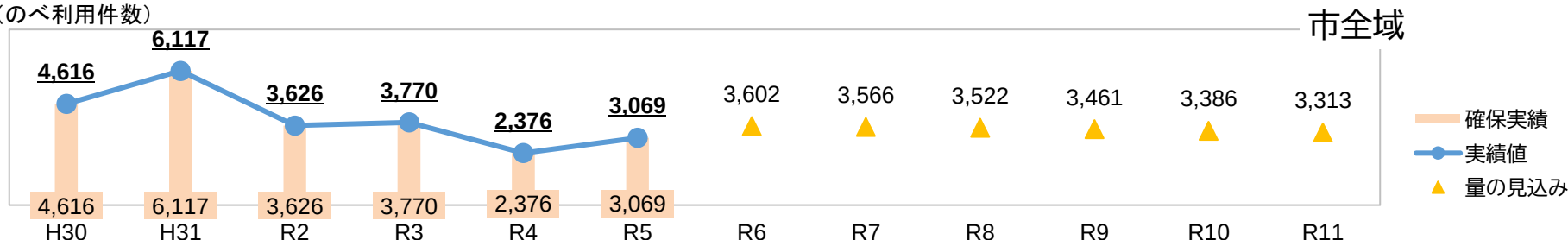
提供区域

市全域

量の見込み

直近5年間の利用率（預かり・送迎の対象年齢別に算出）の平均で今後も推移すると仮定し、対象年齢の推計人口に乗ずることで算出

（のべ利用件数）



提供体制の確保の方向性

現状は、依頼会員の属性に応じて変化する需要量に対し、援助会員の確保を行いながら適切なマッチングを行うことで実施体制を確保している。今後も、地域資源を活用し、事業周知により援助会員の確保を図ることで、安定的な実施体制を維持する。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑱妊婦健康診査事業

⑱妊婦健康診査事業

母子保健法に基づき、妊婦が妊娠週数に合わせて時期ごとに必要となる項目を受診できるよう、医療機関等に委託して行う事業
本市では、妊婦健康診査受診券を「母子健康手帳別冊」に綴じ込み、母子健康手帳と一緒に交付している。

現状（R5実績）

妊婦健康診査基本受診券14枚、検査受診券10枚を配布している。
多胎妊婦に対しては妊婦健康診査基本受診券を5枚、超音波検査受診券を2枚追加で交付している。

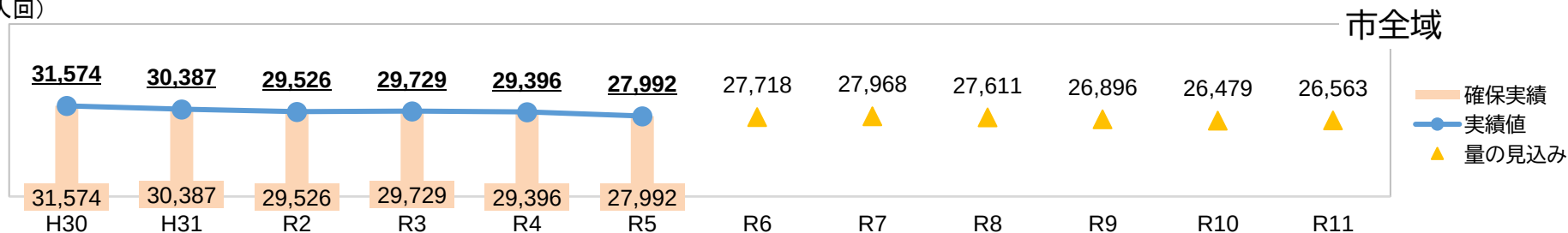
提供区域

市全域

量の見込み

0歳児の推計人口に直近5年間の利用率（のべ利用回数／0歳児人口）の平均値を乗ずる。

（人回）



提供体制の確保の方向性

今後も現状の実施体制を維持する。なお、令和6年4月から、妊婦健康診査費用については自己負担分の償還払いを開始している。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑭産後ケア事業

⑭産後ケア事業【R7～新たに位置づけ】

産科医療機関等での短期入所事業・通所事業・居宅訪問事業を通じて、助産師等の専門職による産後の女性の心身のケアや育児サポート等を行う事業。

本市では、産科医療機関等での短期入所事業・通所事業・居宅訪問事業を通じて、助産師等の専門職による産後の女性の心身のケアや育児サポート等を行います。

現状（R5実績）

短期入所事業（生後4か月まで）、通所事業（生後4か月まで）、
居宅訪問事業（生後1歳まで）を実施

※1回の分娩につき合わせて上限7回

提供区域

市全域

量の見込み

二一調査結果、実績、出生数等に基づき算出
（今後、国から策定指針の改正及び詳細な算出の手引きが発出される予定）

提供体制の確保の方向性

今後、国の手引き等から算出する需要量に基づき、検討する。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の方向性について

⑳乳児等通園支援事業

⑳乳児等通園支援事業【R7創設 R8以降は給付事業】

保育所等を利用していない3歳未満の乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するために保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言等を行う事業

現状

国においては、令和8年度の給付事業としての制度化に向け、試行的事業を実施している。

本市では、当該事業実施に向け、受け皿となる施設及び保育士等の確保が課題である。

提供体制の確保の方向性

令和7年度は補助事業としての位置づけであり、現時点で当該事業実施の予定はないが、一時預かり事業等、既存の事業でニーズへの対応を図る。

令和8年度以降に給付事業として制度化された場合の実施方針については、こども家庭庁が実施している試行的事業の実施状況や県の動向を踏まえ、実施体制について検討する。